中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針

様式・参考資料編

平成16年5月

金 融 庁

申請書等様式集

法令等に基づく申請、届出を受理する場合には、個々の申請、届出の根拠となる法令等に 定められた事項が申請書、届出書に記載されているかどうかをチェックすることになるが、 申請、届出の頻度が高いものを中心に、以下のとおり書式例を定めたので申請者、届出者か ら書式についての照会があった場合等に活用されたい。なお、以下の書式は、申請者、届出 者に対し強制するものではなく、異なる形式の書面であっても必要事項の記載がなされてい る場合にはそのまま受理して差し支えないので、念のため申し添える。

申請書等様式

- 1. 免許申請書
 - 1 営業の免許申請書(予備審査)
- 2. 認可申請書
 - 1 取締役の兼職認可申請
 - 2 子会社対象銀行等を子会社とすること
 - 3 営業譲渡(店舗譲渡の場合)
 - 4 営業譲受け(店舗譲受けの場合)
 - 5 1年を超えて子会社とすること
 - 6 子会社の業務内容を変更すること
 - 7銀行主要株主に係る認可
- 3. 承認申請書
 - 1 同一人に対する信用供与の特例
 - 2 営業所等の休日
 - 3 特定関係者との間の取引等に関する承認
- 4.届出書
 - 1 営業所(支店・出張所)・代理店の設置
 - 2 営業所(支店・出張所)の位置変更
 - 3 営業所(支店・出張所)の種類変更
 - 4 営業所(支店・出張所)・代理店の廃止
 - 5 出張所の設置等(半期分届出用)
 - 6 臨時休業及び業務再開
 - 7 資本の額の増加
 - 8 定款変更
 - 9 新株予約権付社債の発行
 - 10 取締役の就退任
 - 11 付随業務取扱事務所の設置
 - 12 付随業務取扱事務所の位置変更
 - 13 付随業務取扱事務所の廃止
 - 14 付随業務のみを行う施設等の業務内容の変更
 - 15 付随業務取扱事務所の設置等(半期報告様式)
 - 16 営業時間の変更
 - 17 基準議決権数を超えて議決権の取得又は保有
 - 18 子会社対象会社の議決権の取得又は所有
 - 19 基準議決権数を超えた議決権の保有に関する届出
 - 20 基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合
 - 21 子会社の合併
 - 22 子会社の解散
 - 23 子会社の業務の全部の廃止
 - 24 認可事項実行届出書
 - 取締役の兼職の実行

営業譲渡の実行(店舗譲渡の場合)

営業譲受けの実行(店舗譲受けの場合) 等

- 25 不祥事件等
- 26 (永久)劣後特約付借入金の受入れ(変更)
- 27 (永久)劣後特約付社債の発行
- 28 連結自己資本比率を算定する際の比例連結の方法の使用
- 29 連結自己資本比率を算定する際の比例連結の方法の使用の中断
- 30 特殊関係者を新たに有することとなった場合
- 31 特殊関係者でなくなった場合
- 32 基準議決権数を超えて議決権を保有する会社 又は特殊関係者の業務を変更する場合
- 33 自己の株式を取得しようとする場合
- 34 子会社の名称(住所)変更
- 35 百分の五を超える数の議決権が取得又は保有されることとなった場合
- 36 特定主要株主でなくなった場合
- 37 主要株主になった場合
- 38 議決権の百分の五十を超える議決権の保有者となった場合
- 39 主要株主基準値以上の株の議決権の保有者で なくなった場合
- 40 議決権の百分の五十を超える議決権の保有者で なくなった場合
- 41 解散した場合
- 42 議決権の百分の五十を超える数の議決権を一の株主により取得又は保有される場合
- 43 コンピュータ・システムに障害等が発生した場合
- 5. 海外営業所等に係る申請書等
 - 1 海外営業所(支店・出張所)の設置
 - 2 海外営業所(支店・出張所)の種類変更
 - 3 海外営業所(支店・出張所)の廃止
 - 4 海外代理店の設置
 - 5 海外代理店の廃止
 - 6 海外子会社対象銀行等を子会社とすること
 - 7 駐在員事務所設置届出
- 6.協同組織金融機関に係る申請書等
 - 1 信用金庫の定款変更
 - 2 労働金庫の定款変更
 - 3 信用金庫の業務の種類又は方法の変更
 - 4 信用協同組合の業務の種類又は方法の変更
 - 5 労働金庫の業務の種類又は方法の変更

営業の免許(予備審査)

別紙様式1-1

内閣総理大臣 〇〇〇 殿 (金融庁長官経由) 年 月 日

所在地 商 号 発起人総代 発起人

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

営業の免許(予備審査)申請書

____o__

営業の免許を取得いたしたく、銀行法第4条第1項(及び銀行法施行規則第2条)の規定に基づき、 営業の免許(予備審査)を申請いたします。

- 1 別紙様式1-1の2
- 2 銀分法施分規則第1条の8に掲げる書類
- 3 営業所の位置及び周辺図

別紙様式1 - 1の2

名				称										
主たる	事新	の所	在地											
申	請	理	!	田										
業	績		予	想									(単位	:百万円)
					設立当記	亥期	翌		期		翌	々	期	
主要	預	金												
勘	貸	·· 出 氢	<u>-</u>											
定		••	_											
資	資 :	本 🔄	È											
本	• •	• •												
勘定	• •	• •												
上	\2\4	1177												
	2000年	心益・・・												
収	経営	費用												
支		را ريـوا												
見	経常	利益												
込	当期	利益												
	主	預	金利	可回										
4.77	要	774	· • •	. #+51/										
経営	利回		繈											
諸	配	当		率										
指	配													
標	自己	_ _ _ _ _ _												
(%)														
	役及													
	職名		グ氏	:名										
(略恷	基添付))												
役員	又は彼	業	員σ)数	常勤役員	名	非常勤	分員	名	従業	美員	名		
組	名	韱		図										

取締役の兼職

別紙様式2 - 1

年 月 日

金融庁長官 〇〇〇〇 殿

所在地 商 号 取締役

兼職認可申請書

○○○○の常務に従事いたしたく、銀行法第7条第1項の規定に基づき、認可を申請いたします。

(注) 1 記載要領

「所在地 商号」は銀行の所在地 商号を記載すること 本文の〇〇〇〇には当該他の会社の商号を記載すること

2 添付書類

別紙様式2 - 1の2

銀行劫が対則第7条第1項第2号及び第5号に掲げる書類

別紙様式2 - 1の2

申	請	者	の	氏	名						
銀	行	で	の	職	名						
当該	当該他の会社の商号及び所在地										
当言	亥 他	の会	社で	の暗	1 名						
兼	職	開	冶 予	定	日		年	月	日()	
理					由						
	及び当		会社に	おける							
	すと当他の関		の会社	:とのI	取引						

子会社対象銀行等を子会社とすること

別紙様式2-2

年 月 日

金融庁長官 〇〇〇〇 殿

所在地商号代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

子会社対象銀行等(〇〇〇を営む会社)を子会社 とすることに係る認可申請書

○○を子会社とすることについて、銀行法第16条の2第4項の規定に基づき、認可を申請いたします。

- 1 別紙様式2 2の2及び2 2の3
- 2 銀守劫船寸規則第17条の5第1項第2号、第3号、第4号八、第5号及び第6号に掲げる書類

別紙様式2 - 2の2

					(単	立:百万円)
当該銀行の実績予想	区分	前々期	前期	当 期	翌期	翌々期
		実 績	実 績	見込み	予 想	予 想
	主要勘定					
	預 金					
	・・・ 貸出金					
	見山本					
	資本勘定					
	資本金					
	損 益 状 況					
	営業利益 経常利益 当期利益 ・・・					
	諸 指 標					
	自己資本比率配 当率					
	• • •					

別紙様式2 - 2の3

子会社の名称					
主たる営業所の住所					
業務の内容					
会社の状況	(売上高) (経常損益) (当期損益)		(総資 (資本		
取締役及び監査役 の役職名及び氏名 (役員略歴を添付)					
従業員の数	従業員				
取得議決権	万枚	集 億円(約	総株主の議共	機に対する割合	%)
		取得	前	取得後	増減
 総株主等の議決権・	総株主等の議決権				
保有議決権数の状況	保有議決権数				
	保有議決権割合		%	%	%
株式取得の理由					
取得後の 主要株主等 の構成	A社 B社 C社	(総株	主の議共和	こ対する割合 9	%) %) %)
実 行 予 定 日		年 月	日()	

- (注) 1 取締役及び監査役については、当該銀行出身の場合は、その旨記載すること
 - 2 主要株主のうち当該銀行の子会社、子法人等、特殊関係者に該当する場合は、その旨記載すること

営業譲渡(店舗譲渡の場合)

別紙様式2-3

年 月 日

金融庁長官 〇〇〇〇 殿

所在地 商 号 代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

銀行 支店営業譲渡認可申請書

○○支店の営業を譲渡いたしたく、銀行法第30条第3項の規定に基づき、認可を申請いたします。 ______ ○ _____

- 1 別紙様式2-3の2
- 2 譲渡営業所付近の金融機関営業所分布状況の略図 (海外における営業譲渡の場合を除く。 なお、予備審査を得ているものにあっては、予備審査後に変更がある場合に限る。)
- 3 銀守劫船寸規則第23条第2号から第5号、7号、8号及び12号に掲げる書類

別紙様式2 - 3の2

営業所の名称						
営業所の所在地						
実 行 予 定 日	年	月	日()		
理由						
営業譲渡の相手方						
債権者に対する公告 及び催告の状況						
営業譲渡に伴う費用等						
営業譲渡の日程						

- (注) 1 出張所の営業譲渡の場合には、「営業所の所在地」欄の次に「母店」欄を設け、母店の名称、所在地及び出張所との距離を記載すること
 - 2 「営業譲渡に伴う費用等」欄には、収入についても記載すること

営業譲受け(店舗譲受けの場合)

別紙様式2-4

年 月 日

金融庁長官 〇〇〇〇 殿

所在地 商 号 代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

銀行 支店営業譲受け認可申請書

(注) 1 記載要領

事業の譲受けの場合は、本様式を準用すること

2 添付書類

別紙様式2 - 4の2

譲受け営業所付近の金融機関営業所分布状況の略図(海外営業所における営業譲受けの場合を除く。なお、予備審査を得ているものにあっては、予備審査後に変更がある場合に限る。) 銀行法施行規則第23条第2号から第7号及び第9号から第12号に掲げる書類

別紙様式2-4の2

営 業 所 の 名 称	
営業所の所在地	
実 行 予 定 日	年 月 日()
理由	
営業譲受けの相手方	
債権者に対する公告及び 催告の状況	
営業設けに伴う費用等	
営業譲受けの日程	

(注)出張所の営業譲受けの場合には、「営業所の所在地」欄の次に「母店」欄を設け、母店の名称、所在地及び出張所との距離を記載すること

1年を超えて子会社とすること

別紙様式2-5

年 月 日

金融庁長官 〇〇〇〇 殿

所在地 商 号 代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

銀行法16条の2第5項の規定に基づき、1年を超えて子会社とすることにかかる認可申請書

○○を引き続き1年を超えて子会社とすることについて、	銀行法第16条の2第5項の規定に基づき、	認可を
申請いたします。		

_____O ____

- 1 別紙様式2-2の2及び2-5の2
- 2 銀守劫絶づ規則第17条の5第1項第2号、第3号、第4号八、第5号及び第6号に掲げる書類(銀行法施)対限則第17条の5第3項において準用)

別紙様式2 - 5の2

子会社の名称		
主たる営業所の住所		
業務の内容		
会社の状況	(売上高) (経常損益) (当期損益)	(総資産) (資本金)
取締役及び監査役 の役職名及び氏名 (役員略歴を添付)		
従業員の数	従業員 名	
取 得 議 決 権	万株	億円(総株主の議 対
申 請 理 由		
主要株主等の構成	A社 B社 C社	(総株主の議共組立対する割合 %) (総株主の議共組立対する割合 %) (総株主の議共組立対する割合 %)

- (注) 1 取締役及び監査役については、当該銀行出身の場合は、その旨記載すること
 - 2 主要株主のうち当該銀行の子会社、子法人等、特殊関係者に該当する場合は、その旨記載すること

子会社の業務を変更すること

別紙様式2-6

年 月 日

金融庁長官 〇〇〇〇 殿

所在地 商 号 代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

銀行法16条の2第6項の規定に基づき子会社の業務を変更 することに係る認可申請書

子会社である〇〇を銀行法第16条の2第1項 号に該当する会社とすることについて、銀行法16条の2 第6項の規定に基づき、認可を申請いたします。

_____O

- 1 別紙様式2-2の2及び2-6の2
- 2 銀守劫絶づ規則第17条の5第1項第2号、第3号、第4号八、第5号及び第6号に掲げる書類(銀行法施)対限則第17条の5第4項において準用)

別紙様式2 - 6の2

子会社の名称				
主たる営業所の住所				
変更前の業務内容				
変更後の業務内容				
変 更 理 由				
会社の状況	(売上高) (経常損益) (当期損益)		総資産) 資本金)	
取締役及び監査役 の役職名及び氏名 (役員略歴を添付)				
従業員の数	従業員 名			
保有議決権	万株	億円 (総株主の記	義共権に対する割合	%)
		取得前	取得後	増減
 総株主等の議決権・	総株主等の議決権			
保有議決権数の状況	保有議決権数			
	保有議決権割合	%	%	%
主要株主等の構成	A社 B社 C社	(総株主の議決	権に対する割合 9	%) %) %)
実 行 予 定 日	年	月 日()	

- (注) 1 取締役及び監査役については、当該銀行出身の場合は、その旨記載すること
 - 2 主要株主のうち当該銀行の子会社、子法人等、特殊関係者に該当する場合は、その旨記載すること

銀行主要株主に係る認可

別紙様式2-7-1

年 月 日

金融庁長官 〇〇〇〇 殿

住所又は所在地 名称又は氏名 代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

銀行主要株主に係る認可申請書

銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有(又は主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である法人の設立)をいたしたく、銀行法第52条の9第1項の規定に基づき、認可を申請いたします。

_____O

- 1.銀子法施予規則第34条の6第1項 第2項 又は第3項に掲げる書類
- 2.銀行法施行規則第34条の6第1項第2号口に掲げる書類については、当該書類が日本語以外で記載されたものである場合には全文の日本語による翻訳文及び翻訳証明を添付すること。

年 月 日

金融庁長官 〇〇〇〇 殿

住所又は所在地 名称又は氏名 代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

銀行主要株主に係る認可申請書

_____O ____

銀行の主要株主基準値以上の)数の議決権を猶予期限後も引き続き保有いたしたく、	銀行法第52条の9
第2項ただし書の規定に基づき、	認可を申請いたします。	

(注)添付書類

銀守劫船 対則第34条の8第1項 は掲げる書類

同一人に対する信用供与の特例

別紙様式3-1

年 月 日

金融庁長官 〇〇〇〇 殿

所在地 商 号 代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

信用供与特例承認申請書

〇〇〇に対して信用供与限度額を超えて信用の供与をいたしたく、銀行法第13条第1項(又は第2項)の規定に基づき、承認を申請いたします。

_____O

- 1 別紙様式3-1の2
- 2 銀寸劫が寸規リ第14条の3第3項第2号に掲げる書類
- 3 信用の供与を受ける者の金融機類別の借入金残高及びそのシェアーの推移その他銀行法施行規則第14条の3第3項第3号に掲げる書類

別紙様式3 - 1の2

信用の供与を受ける	る者	
信用の供与を受ける者の 事業の内容		
信用供与限度額を超える 信用供与の状況及び銀行 の自己資本との関係		
理	由	

営業所等	\mathcal{O}	木	Н
	U	717	Н

別紙様式3 - 2

年 月 日

金融庁長官 〇〇〇〇 殿

所在地 商 号 代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

○○支店休日承認申請書

○○支店の休日を設定いたしたく、銀行法施行令第5条第2項第2号の規定に基づき、承認を申請いたします。

_____O ____

(注)添付書類 別紙様式3 - 2の2

別紙様式3 - 2の2

営 業 所 の 名 称	
営業所の所在地	
休日とする日	
実 行 予 定 日	年 月 日()
理由	
対 利 用 者 利 便 対 策	
休日とする日における 付近の金融機関の営業所 の営業状況	
店頭場示の方法及び内容	

特定関係者との間の取引等の特例の承認

別紙様式3-3

年 月 日

金融庁長官 〇〇〇〇 殿

所在地 商 号 代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

特定関係者との間の取引等の特例の承認申請書

特定関係者である	との間において取引等をいたしたく、銀行法第13条の2ただし書の規定に基づき
承認を申請いたします。	
	()

- 1 別紙様式3-3の2
- 2 取り対象である特定関係者の概要等その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類

別紙様式3 - 3の2

	商号		
	所在地		
	代表者		
取引対	会社の状況	(売上高) (総資産) (経常損益) (資本金) (当期損益)	
象	特定関係者 となる事由		
	主要株主等の構成	A社(総株主の議共権に対する割合B社(総株主の議共権に対する割合C社(総株主の議共権に対する割合	%) %) %)
	取引内容		万円 万円 ·
過去の取引内容			万円 万円
	取引を行う理由		
-	その他 督指針 - 2 - 5 に関 員行としての認識等)		

営業所(支店・出張所)・代理店の設置

別紙様式4-1

年 月 日

金融庁長官 〇〇〇〇 殿

所在地 商 号 代表者

(担当部署、担当者名、担当者連絡先)

支店設置届出書

○○支店を設置いたしたく、銀行法第8条第1項の規定に基づき、お届けいたします。

_____ O ____

(注) 1 記載要領

出張所、代理店の設置の場合は本様式を準用すること

2 添付書類

別紙様式4-1の2 ・・・理由書

設置する営業所の場所を示した地図及びその営業所の略図

代理店の設置の場合は、代理店契約書の案を添付(銀守劫的対規)第9条3項2号を参照)

営業所の名称	
設 置 予 定 地	
設 置 予 定 日	年 月 日()
理由	
営 業 日	
営 業 時 間	
取 扱 業 務	
営業の概要	土 地 m²(坪)所有・買取・賃借 建 物 構 造 新築・買取・賃借 延面積 m²(坪) 1人当たり 坪 営業室 m²(坪) 1人当たり 坪 相手方 土 地 建 物
開設費用	土 地 取得費 千円(坪当たり 千円) 保証金 "("") 権利金 "("") 賃借料(月) "("") 建 物 建築費 "("") 保証金 "("") 敷 金 "("") 賃借料(月) "("")
犯罪防止措置 及び 顧客情報管理	SIRT (73)
業績予想	第1期 第2期 百万円 百万円 預 金 貸 出 損 益 人 員 人 人

- (注) 1 「出張所」設置の場合には、「設置予定地」欄の次に「母店」欄を設け、母店の名称、所在地及び出張 所との距離を記載すること
 - 2 「代理店」設置の場合には、「取扱業務」欄の次に「代理店主の経歴、資力、信用の程度等」欄を設け、「設置予定地」欄の次に「管理する営業所」欄を設け、それぞれ内容を記載すること。また、開設費用・業績予想については記載不要とする。
 - 3 「営業時間」 欄よ 窓口での営業時間とCD等のみの営業時間が異なる場合には、それぞれ区分して記載すること
 - 4 「犯罪防止措置及び顧客情報管理」欄には、防犯カメラ、警備状況、マニュアル整備状況等について記載すること

営業所(支店、出張所)の位置変更届出書

別紙様式4-2

年 月 日

金融庁長官 〇〇〇〇 殿

所在地 商 号 代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

支店位置变更届出書

○○支店の位置の変更をいたしたく、銀行法第8条第1項の規定に基づき、お届けいたします。

(注) 1 記載要領

出張所の位置変更の場合は本様式を準用すること

2 添付書類

別紙様式4 - 2の2

位置変更前及び位置変更後の営業所の場所を示した地図及びその営業所の略図

別紙様式4-2の2

営業所の名称	
営業所の新所在地	
営業所の現所在地	
位置变更予定日	年 月 日()
理由	
営 業 日	
営 業 時 間	
取 扱 業 務	
新営業所の概要 開設費用	土 地 m²(坪)所有・買取・賃借 建物構造 新築・買取・賃借 延面積 m²(坪) 1人当たり 坪 営業室 m²(坪) 1人当たり 坪 相手方土地 建物 土 地 取得費 千円(坪当たり 千円) 保証金 "(") 権利金 "(") 賃借料(月) "(") 建物 "(") 建物 "(") 素素費 "(") 東金 "(")
犯罪防止措置 及び 顧客情質理	<u>賃借料(月) "(")</u>
業績実績・予想	実績(前々期)(前期)見込(1期目)(2期目) 百万円 百万円 百万円 百万円 預金 貸出 損益 人員 人 人 人 人

- (注) 1 出張所の位置変更の場合には、「営業所の現所在地」欄の次に「母店」欄を設け、母店の名称、所在地 及び出張所との距離を記載すること
 - 2 「営業時間」 欄は、窓口での営業時間とCD等のみの営業時間が異なる場合には、それぞれ区分して記載すること。また、「犯罪防止措置及び顧客情報管理」 欄は、防犯カメラ、警備状況、マニュアル整備状況等について記載すること
 - 3 位置変更前に比し、営業日、営業時間、取扱業務に変更がある場合には、当該欄に変更前の内容も記載すること

営業所(支店、出張所)の種類変更

別紙様式4-3

金融庁長官 〇〇〇〇 殿

年 月 日

所在地商号 代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

支店種類変更届出書

○○支店の種類の変更をいたしたく、銀行法第8条第1項の規定に基づき、お届けいたします。

_____O ____

(注) 1 記載要領

出張所の種類変更の場合は、本様式を準用すること

2 添付書類 別紙様式4-3の2

別紙様式4 - 3の2

営業所の新名称	
営業所の現名称	
営業所の所在地	
種類変更予定日	年 月 日()
理由	
営 業 日	
営 業 時 間	
取 扱 業 務	
業績実績・予想	実績(前々期)(前期)見込(1期目)(2期目) 百万円 百万円 百万円 百万円 預金 貸出 損益 人員 人 人 人 人

- (注) 1 出張所の種類変更の場合には、「営業所の所在地」欄の次に「母店」欄を設け、母店の名称、所在地及 び母店と出張所との距離を記載すること
 - 2 「営業・制」 欄よ 窓口での営業・制とC D等のみの営業・制が異なる場合には、それぞれ区分して記載すること。
 - 3 種類変更前に比し、営業日、営業時間、取扱業務に変更がある場合には、当該欄に変更前の内容も記載すること

営業所(支店・出張所)・代理店の廃止 別紙様式4-4

年 月 日

金融庁長官 〇〇〇〇 殿

所在地 商 号 代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

支店廃止届出書

○○支店を廃止いたしたく、銀行法第8条第1項の規定に基づき、お届けいたします。

_____O ____

(注) 1 記載要領

- ・代理店の廃止の場合は、本様式を準用すること
- ・出張所を廃止した場合には、「〇〇支店〇〇出張所を廃止しましたので、銀行法第53条の規定に基づき、~」とした上で、本様式を準用すること
- 2 添付書類
 - 1 別紙様式4-4の2
 - 2 廃止営業所付近の金融機関営業所分布状況の略図

別紙様式4-4の2

営業所の名称							
営業所の所在地							
業務継承店							
廃止予定日		年	月	日()		
理由							
廃止後の措置	業 務 行 員 不動産						
業績実績(取引実績)	預貸損人		実績(前々期) 百万円 人	(前期) 百万円 人		
廃止の日程							

- (注) 1 出張所・代理店の廃止の場合は、本様式を準用すること
 - 2 「業務継承店」欄には、営業所の名称、所在地及び廃止営業所との距離を記載すること
 - 3 廃止跡に代理店等を設置する場合は、「廃止後の措置」欄にその旨記載すること
 - 4 代理店の廃止の場合は、「廃止後の措置」に債権債務の処理の方法も記載すること

出張所の設置等(半期分届出用)

別紙様式4 - 5

年 月 日

金融庁長官○○○○殿

所在地商号代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

出張所設置等届出書(年度半期分)

標記のことについて、銀行法第53条第1項第8号及び同お施寸規則第35条第1項第4号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。

_____O

(注)設置・変更については別紙様式4-5の2、廃止こついては4-5の3を使用すること。

金融機関名

出張所の設置・位置変更に関する届出書(年度半期分)

名称	所在地 (位置変更の場合は新旧所在地を記載)	設置・変更 年月日	理由	営業日・営業・間	取扱業務	保安管理状况

- (注) 1.「営業時間」欄は窓口の営業時間とCD等の営業時間が異なる場合には、それぞれ区分して記載すること。
 - 2.「保安管理状況」欄は、防犯カメラ、警備状況、マニュアル整備状況等について記載すること。

4点	幾對	名	
	トとしてし	_	

出張所の廃止に関する届出書(年度 半期分)

名称	所在地及び業務と承店	廃止年月日	理由	廃止に伴う措置

- (注) 1.「所在地及び業務継承店」欄には、廃止する出張所の所在地及び承継する営業所の名称、所在地及び廃止する営業所との距離を記載すること。
 - 2. 廃止後に代理店等を設置する場合は、「廃止に伴う措置」欄にその旨記載すること。

闘・休業及び業務再開

別紙様式4-6

年 月 日

金融庁長官 〇〇〇〇 殿

所在地 商 号 代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

〇〇支店の 「臨時休業 」について、銀行法第16条第1項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 業務再開

営 業 所 の 名 称								
営業所の所在地								
理由								
休 止 期 間	年	月	日() ~	年	月	日()
業 務 再 開 予 定 日 ・ 業 務 再 開 日			年	月	日()		
休 止 業 務								
店頭場示の方法及び内容								

- (注) 1. 出張所、代理店の廃止の場合は本様式を準用すること。
 - 2.業務再開予定日が未定の場合は、その旨記載するとともに、業務を再開するときには、改めて業務再開日を記入の上、本様式により届け出ること。
 - 3. 業務再開予定日を変更するときには、改めて本様式により届け出ること。

資本の額の増加

別紙様式4-7-1(増資を行う全ての銀行用)

年 月 日

金融庁長官 〇〇〇〇 殿

所在地商 号

代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

增 資 届 出 書 (1)

資本の額を増加いたしたく、銀行法第53条第1項第4号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

取締役会決議日	年 月	日()
資本の額の増加の方法		
理由		
増 資 予 定 日	年 月	日()
授 権 資 本	千株	百万円
現行資本金	千株	百万円
増加する資本の額(予定)	千株	百万円
増加後の資本金(予定)	千株	百万円
増資の日程(予定)		

- (注1) 「取締役会決議日」とは、銀行が資本の額を増加する旨の取締役会の決議日(新株発行(条件)決議の取締役会とは異なる)を記載すること
- (注2) 「資本の額の増加の方法」には、株主割当、第三者割当又は募集等の別を記載する こと

資本の額の増加

別紙様式4-7-2 (第三者割当増資を行う銀行用)

年 月 日

金融庁長官 〇〇〇〇 殿

所在地

商号

代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

增 資 届 出 書 (2)

資本の額を増加いたしたく、銀行法第53条第1項第4号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

取締役会決議日	年	月	日()
増 資 予 定 日	年	月	日()
増加する資本の額(予定)		千株		百万円
増加後の資本金(予定)		千株		百万円
増資の日程(予定)				

- (注1)「取締役会法議日」は、取締役会において新株発行(条件)決議を行った日を記載すること
- (注2)資本の額を増加する旨の取締役会決議後に提出した届出以降の変更事項及び確定事項を踏まえて 提出すること

資本の額の増加

別紙様式4-7-3(増資を行う全ての銀行用)

年 月 日

金融庁長官 〇〇〇〇 殿

所在地商号 代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

增 資 届 出 書 (3)

資本の額を増加いたしたく、銀行法第53条第1項第4号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

資本の額の増加の方法		
理由		
増 資 予 定 日	年 月	日()
授 権 資 本	干株	百万円
現行資本金	干株	百万円
増加する資本の額	干株	百万円
増加後の資本金	干株	百万円
前回の増(減)資年月日	年 月	日()
前回の増(減)資額	干株	百万円
諸・比・率の推移		曾) 增資美 行 13 行 期 翌 期 13 % %
増資の日程(実績)	1 Maria Caracteria	

(注) 諸比率は 次の算式により計算すること

 資本収益率=
 当期利益

 期中平均資本金

内部留保率= 内部留保額 対外流出額

_	٦

記載要領及び添付書類等について

- 1. 銀行が資本の額の増加を行う方針について、取締役会の決議を行った場合には(株主割当、第 三者割当あるいは募集を問わない。)その旨別紙様式4-7-1により届出するものとする(た だし、当該取締役会後においても、未決定である事項については記載を要しないものとする。)。
- 2. 上記1.の取締役会において、第三者割当増資により資本の額の増加を行う方針を決定した場合、当該届出には第三者割当増資における法令等遵守に関する内部管理態勢について、以下の事項に係る資料を添付するものとする(なお、必要に応じ弁護士等の意見書を添付するものとする)。
 - (1) 基本的な経営姿勢
 - (2) 資本充実の原則の遵守等
 - (3) 優越的な地位の濫用等不公正な取引の防止
 - (4) 適正なディスクロージャーの確保
 - (5) 商品性の適切な説明等
 - (6) 遵守状況の事後的な点検体制の整備
- 3. 銀行が上記1.の決議に続き、第三者割当の方法により、新株発行(条件)の決議を行った場合は、その旨別紙様式4-7-2により届出するものとする。

本届出には以下に係る資料を添付するものとする。

- (1) 有価証券届出書(写)及び目論見書又は割当先名簿等
- (2) 法令等遵守に関する内部管理態勢の点検結果
- 4. 払込期日に、別紙様式 4-7-3により、届出を行うものとする。
- 5. 監督指針 3 1 2 2 (5)に基づき、増資完了後6ヶ月経過の後速やかに事後点検の 結果を、別紙様式4 - 7 - 3による届出の追加添付資料として提出するものとする。

定款変更

別紙様式4-8

年 月 日

金融庁長官 〇〇〇〇 殿

所在地 商 号 代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

定款变更届出書

定款を変更しましたので、銀行法第53条第1項第8号及び同法施行規則第35条第1項第1号の規定に基づき、 下記のとおりお届けいたします。

記

亦面東陌	変	更	後							
変更事項		変	更	前						
変	更			日	年	月	日()		
理				由						

(注)変更後の定款(写)を添付すること

新株予約権付社債

別紙様式4 - 9 - 1

金融庁長官 〇〇〇〇 殿

年 月 日

所在地 商 号 代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

新株予約権付社債発行届出書

新株予約権付社債を発行いたしたく、銀行法第53条第1項第8号及び同法施行規則第35条第1項第2号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

発 行	理由	
発 行	予 定 日	年 月 日()
発 行 (円貨	新 総 額 「換算額)	(百万円)
発示場	ひび募集方法	
	償 還 期 限	年
	利 率	額面金額に対し 年 %
	発 行 価 額	額面金額の %
	発行する新株予約権の目 的たる株式の種類及び数	
発	新株子約権	個 (1個当たり 株)
行条	権利行使価額及び 条件	1株当たり 円 為替レート 円
件	新株子約権の行使によ	
	り新株を発行する場合	
	における新株形分画額	
	中資本に組み入れない	
	額	
	行使可能期間	年月日~ 年月日
資 金	使 途	

引受	幹事会	社														
諸比	率の推	移	発	行	直	前	期	発	行	実	行	期	発 行	実行	7 翌	期
	資本収益					%					%				%	
	内部留保	: 率					%					%				%

(注) 1 諸比率の推移欄は、次により記載すること。

新株予約権付社債については、その行使が可能な最初の期の初め(4月1日又は10月1日)において 新株予約権の行使がなされるものとみなして計算する。

資本収益率= 当期利益 期中平均資本金

内部留保率= 内部留保額 対外流出額

- 2 引受幹事会社のうちブックランナーについて〇印を付すこと
- 3 本届出は、発行条件決定に関する取締役会決議後提出すること

新株予約権

別紙様式4-9-2

年 月 日

金融庁長官 〇〇〇〇 殿

所在地商号 代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

新株予約権発行届出書

新株予約権を発行いたしたく、銀行法第53条第1項第8号及び同法施行規則第35条第1項第2号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

発	行 理 由	
発	行 予 定 日	年 月 日()
	割当対象者	
	発行する新株予約	
発	権の目的たる株式	
	の種類及び数	
行	新株予約権	個 (1 個あたり 株)
_	発行価格 (無償の	
条	場合はその旨)	
/4-	払 込 期 日	年 月 日()
件	権利行使価額及び	
	条件	
	新株予約権の行使	
	により新株を発行	
	する場合における	
	新株発行価額中資	
	本に組み入れない	
	額	
	権利行使期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

添付書類:(1)割当対象者の氏名、割り当てる新株予約権の個数及び株式数を記載した表。

取締役の就退任

別紙様式4-10

年 月 日

金融庁長官 〇〇〇〇 殿

所在地 商 号 代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

取締役就退任届出書

就任 取締役の がありましたので、銀行法第53条第1項第8号及び同法施行規則第35条第1項第3号の 退任 規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

取	締	役	の	氏	名							
職					名							
就	il		任		日		年	月	日()		
理					由							

- (注) 1 「職名」 欄は、就任の場合は新職名、退任の場合は最終職名を記載すること
 - 2 就任の場合は、履歴書を添付すること

付随業務取扱事務所の設置

別紙様式4-11

年 月 日

金融庁長官 〇〇〇〇 殿

所在地 商 号 代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

付随業務取扱事務所設置届出書

付随業務取扱事務所を設置しましたので、銀行法第53条第1項第8号及び同法施行規則第35条第1項第6号の 規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

名		称						
所	在	地						
業	務内	容						
設	置年月	日	年	月	日()		
営	業	日						
営	業時	間						
理		由						

(注) 本様式は、銀行法第10条第2項に規定する業務を営む施設若しくは設備を設置する場合に使用すること

付随業務取扱事務所の位置変更

別紙様式4-12

年 月 日

金融庁長官 〇〇〇〇 殿

所在地 商 号 代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

付随業務取扱事務所位置変更届出書

付随業務取扱事務所を位置変更しましたので、銀行法第53条第1項第8号及び同法施行規則第35条第1項第6号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

名		称						
新	位	置						
旧	位	置						
業	務 内	容						
位置	重変更年月	日	年	月	日()		
理		由						

(注) 本様式は、銀行法第10条第2項に規定する業務を営む施設若しくは設備の位置変更をする場合に使用すること

付随業務取扱事務所の廃止

別紙様式4-13

年 月 日

金融庁長官 〇〇〇〇 殿

所在地 商 号 代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

付随業務取扱事務所廃止届出書

付随業務取扱事務所を廃止しましたので、銀行法第53条第1項第8号及び同法施行規則第35条第1項第6号の 規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

名		称					
所	在	地					
業	務内	容					
廃	止 年 月	日	年	月	日()	
理		由					

(注) 本様式は、銀行法第10条第2項に規定する業務を営む施设若しくは設備を廃止する場合に使用すること

付随業務のみを行う施設等の業務内容の変更 別紙様式4-14

年 月 日

金融庁長官 〇〇〇〇 殿

所在地 商 号 代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

○○業務内容変更届出書

〇〇の業務内容を変更しましたので、銀行法第53条第1項第8号及び同法施行規則第35条第1項第6号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

名	称					
所 在	地					
業納容	変更前					
未然分合	変 更 後					
変 更 年	月日	年	月	日()	
理	由					

(注) 本様式は 銀分法第10条第2項に規定する業務を営む施設若しくは設備の位置を変更する場合に使用すること

付随業務等取扱事務所の設置等

別紙様式4-15

	+	/	Н
担当者、	担当者	 重絡先	5)
)			

金融庁長官 〇〇〇〇 殿

所在地 商号 代表者

(担当部署、

付随業務等取扱事務所の設置等届出書(年度 半期分

標記のことについて、銀行法第53条第1項第8号及び同法施行規則第35条第1項第6号の規定に基づき、別紙 のとおりお届けいたします。

_____ O ____

(注) 別紙様式4-15の2を使用すること

金融機関名

付随業務取扱事務所の設置・位置変更・廃止に関する届出書(年度 半期分)

名称	所在地 (位置変更の場合は新日所在地を記載)	業納容	設置・変更・廃止 実 <u>済</u> 月日	営業日・営業・制	理由

(注)廃止の場合は「営業日・営業計制」欄は空白とすること

営業時間の変更

別紙様式4-16

年 月 日

金融庁長官 〇〇〇〇 殿

所在地 商 号 代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

営業時間変更届出書

営業時間を変更いたしたく、銀行法第53条第1項第8号及び同法施行規則第35条第1項第7号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

営	業の	f の	名	称						
営	業所	の F	近 在	地						
営	業時	胆	変	更 後						
	未时	旧	変	更 前						
変	更	予	定	日	年	月	日()		
理				由						

国内の会社の議決権の取得又は保有

(銀行法施行規則第17条の6又は第34条の20各号に掲げる事由による議決権の取得又は保有)

別紙様式4-17 年 月 日

金融庁長官 殿

所在地商号代表

(担当部署、担当者名、担当者連絡先)

の議決権の取得(又は保有)届出書

の議決権の取得(又は保有)について、銀行法第53条第1項第8号及び同法施行規則第35条第1項第11号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

名				称									
本	店	所	在	地									
業	務	の	内	容									
					(売上高)		(4	総資産)					
会	社	の 近の決	状	況	(経常損益)		(}	資本金)					
	旦)	近の 次 (注 1)		. 0)	(当期損益)								
		の議法	夬権・	•		届出事	由発生前	(注7)		届出事由発生後	増減(-)
保有の別	i議決 状況	:権数			総株主等の議決権 (注2,6)				個	個			個
					保有議決権数 (注3,4)				個	個			個
					保有議決権割合				%	%			%
議決権	取得(又は係	(有)	の理由				(注5)		(根拠条文:銀行法施行規	則 条第		号)
起	•	算		日	年	月	日	()	(注6)			

(注)【別紙】記載要領参照

· 【別紙】記載要領 様式4-17

(注1) 「会社の状況」について

当該会社の規模、収益状況等会社の財務状況がわかる項目を適宜記入するものとする(本欄の項目に必ずしもこだわらない)。

(注2) 当該会社の「総株主等の議決権」の算定方法

原則、「定時株主総会等招集通知の受領時(以下「判明時」という。)に把握できる基準日時点の議決権の総数」を当該会社の「総株主等の議決権」とみなす。

なお、小規模非上場会社等で招集通知に「総株主等の議決権」の記載がない場合には、当該通知に記載のある「発行済株式等の総数」等を 「総株主等の議決権」とみなして差し支えない。(この場合において、表上の単位は株と読み替えるものとする。注4においても同じ。)

(注3) 「保有議決権数」「保有議決権割合」について

届出者と子会社の合計の保有議決権数を記入するものとする。保有議決権割合は、少数第3位以下を四捨五入し、少数第2位までの計数を記入すること。

(注4) 保有議決権数の算定方法

判明時に有する当該会社の議決権の数とする。

なお、小規模非上場会社等で招集通知に「議決権」の記載がない場合には、所有する「株式等の数」等を「議決権数」とみなして差し支えない。

(注5) 銀行法施行規則第17条の6(以下「新規則」という。)第6号から第8号までの事由による場合は「総株主の議決権数の減少」として一括 記載することで差し支えない。

(注6) 届出期限等

届出(超過)要因	届出期限	起算日 * 1	総株主等の議決権
新規則第1号	実行日を含む月の翌月末営業日	実行日	基準日(*2)時点の議決権数 (以下「基準日議決権数」という。)
第2号	受領日を含む月の翌月末営業日	受領日	基準日議決権
第3号	取得日を含む月の翌月末営業日	取得日	基準日議決権数 + 取得に係る議決権総数
第4号	株主総会決議日を含む月の翌月末営業 日	取得日	基準日議決権数 + 当該議決に係る議決権総数
第5号	転換日を含む月の翌月末営業日	転換日	基準日議決権数 + 当該転換に係る議決権総数
第6号、第7号、第8号の一部 (以下の場合を除く) *3	定時株主総会の開催日を含む月の翌月 末営業日	届出日	基準日議決権数
第8号の一部(金庫株取得の場合) *4	*5	届出日	基準日議決権数 *6
第8号の一部(合併・営業譲渡 等株主総会の決議に係る自己株 式の取得の場合、金庫株を除 く)	株主総会の開催日を含む月の翌月末営業日	届出日	基準日議決権数 + 総会決議に係る議決権数
第 9 号	処分基準日を含む月の翌月末営業日	処分基準日	基準日議決権数

- *1 基準議決権数を超えて取得又は保有した日をいう。
- *2 商法第224条ノ3に規定する「一定ノ日」をいう。
- *3 相続で単元未満株式が発生する場合など、僅少な超過が理論上想定し得るが、その場合は、本要因に含めて取扱って差し支えない。
- *4 商法第210条第1項に規定する自己株式をいう。
- *5 枠を議決した株主総会の開催日を含む月の翌月末営業日 又は

枠の実行を月次等の開示で知った日を含む月の翌月末営業日(非上場等で枠の実行の開示がない場合は、翌年の判明時を含む月の翌月末営業日)

のいずれか選択した方法で届けるものとする(選択方法が各銘柄毎、各年度毎に異なることも差し支えない。また、月次等の開示で超過を知った時に、残枠を含めた数で届け出ても差し支えない。)。

- *6 * 5 により届け出る場合の「総株主等の議決権」は、基準日時点の議決権数にその後の開示情報で加減調整した議決権数を用いるものとする。
- *7 「総株主等の議決権」の算定に当たって、複数の事由が重なる場合は、各々の事由による方法による直近時の議決権数に調整したものを 用いるものとする。
- (注7) 「届出事由発生前」について

その発生事由が平成14年3月31日以前に起因する場合には、便宜上、株式数で本欄を記載しても差し支えない

子会社対象会社の議決権の取得又は保有

銀行法施行規則第35条第1項第12号、同条第3項第8号

別紙様式4-18

年 月 日

金融庁長官 殿

所 在 地商 号代 表 者

(担当部署、担当者名、担当者連絡先)

子会社対象会社 の議決権の取得(又は保有)届出書

子会社対象会社 の議決権の取得(又は保有)について、銀行法第53条第1項第8号及び同法施行規則 第35条第1項第12号(又は同法第53条第3項第9号及び同法施行規則第35条第3項第8号)の規定に基づき、 下記のとおりお届けいたします。

記

名				称									
本	店	所	在	地									
業務	の内	容(根 拠	条 文)						(銀行法施行規則	条	項	号)
					(売上高)			(総資産)					
会	社 (直	の 近の海	状 ^{快算期。}	況 より)	(経常損益)			(資本金)					
	` _		注1)		(当期損益)				(新規設立の際は、資本金の	み記	載)	
	部役・ 找及び (^履												
総札	朱主领	手の言	義決梲	産・			届出事由発生	前 (注3)		届出事由発生後	埠	誹減 (-)
保の			~ 権		総株主等の議決権			(I	5	個			個
		<i>/</i> \		,,,	保有議決権数	(注2)		個	3	個			個
					保有議決権割合			9	6	%			%
議決権	取得(又は1	保有)	の理由									
取得	(又	は保有	ョ)子	定日		年	月	∃()				

(注)記載要領

(注1)「会社の状況」について

当該会社の規模、収益状況等会社の財務状況がわかる項目を適宜記入するものとする(本欄の項目に必ずしもこだわらない)。

(注2)「保有議決権数」「保有議決権割合」について

届出者と子会社の合計の保有議決権数を記入するものとする。保有議決権割合は、少数第3位以下を四捨五入し、少数第2位までの計数を 記入すること。

(注3)「届出事由発生前」について

その発生事由が平成14年3月31日以前に起因する場合には、便宜上、株式数で本欄を記載しても差し支えない

<u>金融機関名: </u>	
代表者名:	
担当者(連絡先):	

銀行法第53条第1項第8号に基づ〈届出書

銀行法第53条第1項第8号及び同施行規則第35条第1項第11号(又は第13号)の規定に基づき、下記の通り報告する。

(届出内容)

証券 コ ー ド		前回承	《認·届出	寺の保有予定	定議決権数			年12月末(又は	年3月末)	における保有状況		
]ード	銘柄名	議	決	権数	承認期限 等(注1)	保有する議決権数(A	+ B)	うち、規則17条の6第7 〈議決権数(A)	0号に基づ	うち、(A)以外の議治 (注3)	央権数(B)	保有しな〈な [・]
				率(%)			率(%)		率(%)		率(%)	た日(注4)

- (注1)「承認期限等」とは、承認期限又は当該国内の会社の議決権数をその基準議決権数を超えて取得してから1年を経過する日をいう。
- (注2)「率」とは、総株主等の議決権数に占める当該議決権数の割合をいう。総株主等の議決権数については、会社情報、四季報等により一般に入手できる資料に基づくもので差し支えない。 (注3)「(A)以外の議決権数」とは、銀行勘定(貸借対照表に計上しているもの)及び元本補てん付信託に基づく議決権数をいう。
- 、(注4)「保有しなくなった日」とは、当該国内の会社の議決権数をその基準議決権数を超える部分の議決権数を保有しなくなった日をいう。なお、法16条の3第2項ただし書きの承認を受けている 銘柄については記載不要。

基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合

施行規則第35条第1号第13号、同条第3項第9号

別紙様式4-20

年 月 日

金融庁長官 殿

所 在 地商 号代 表 者

(担当部署、担当者名、担当者連絡先)

の議決権の基準議決権数を超えて保有する 部分の議決権を保有しなくなった届出書

の議決権の基準議決権数を超えて保有する部分の議決権を保有しなくなったので、銀行法第53条第1項第8号及び同法施行規則第35条第1項第13号(又は同法第53条第3項第9号及び同法施行規則第35条第3項第9号)の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

名				称							
本	店	所	在	地							
業	務	の	内	容							
総	株主領	等の議	決権	•		届出事由発	生前 (注	E2)	届出事由発生後	増減(-)
保の		 議 決 - 状	権	米石	総株主等の議決権			個	個		個
		7/1		// 0	保有議決権数 (注1)			個	個		個
					保有議決権割合			%	%		%
		議決権数 有) し							(根拠条文:銀行法施行規則	則 条第	号)
		を超える し な く				月	日()			

(注)記載要領

(注1)「保有議決権数」「保有議決権割合」について

届出者と子会社の合計の保有議決権数を記入するものとする。保有議決権割合は、少数第3位以下を四捨五入し、少数第2位までの計数を記入すること。

(注2)「届出事由発生前」について

その発生事由が平成14年3月31日以前に起因する場合には、便宜上、株式数で本欄を記載しても差し支えない

子会社の合併

別紙様式4 - 2 1

年 月 日

金融庁長官 〇〇〇〇 殿

所在地 商 号 代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

子会社〇〇の合併届出書

子会社〇〇の合併をいたしたく、銀行法第53条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第35条第 1 項第10号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

新会社の概要 名 称 所在地 資本金 株主構成 役 員 従業員数 事業内容						
旧会社の概要 上記 ~						
合 併 の 形 態						
合併の理由						
合 併 の 期 日	年 月	日()				
					(単位	江:百万円)
		前々期 実績	前 期実 績	当期 見込み	翌 期 予 想	翌/7期 予 想
業 績 予 想	・営営営・経・当・・、以費利・利・利・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					

子会社の解散

別紙様式4-22

年 月 日

金融庁長官 〇〇〇〇 殿

所在地 商 号 代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

子会社〇〇の解散届出書

子会社〇〇の解散をいたしたく、銀行法第53条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第35条第 1 項第10号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

解	好会社	か名称	ŗ							
所	7	Ξ	地							
資	Z	‡	金							
株	主	構	成							
役			員							
従	業	員	数							
事	業	内	容							
解	散	理	由							
解	散の	D 期	日	年	月	日()			

子会社の業務の全部の廃止

別紙様式4 - 23

年 月 日

金融庁長官 〇〇〇〇 殿

所在地 商 号 代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

子会社〇〇の業務の全部の廃止届出書

子会社〇〇の業務の全部の廃止をいたしたく、銀行法第53条第1項第8号及び同法施行規則第35条第1項第10号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

廃	学子会	社の名称	尔								
所		在	地								
資		本	金								
株	主	構	成								
役			員								
従	業	員	数								
事	業	内	容								
廃	業	理	由								
廃	業	の期	日	í	Ŧ.	月	日()			

認可事項実行届出書

(取締役の兼職の実行、営業譲渡の実行(店舗譲渡の場合)、営業譲受けの実行(店舗譲受けの場合)等) 別紙様式4-24

年 月 日

金融庁長官 〇〇〇〇 殿

所在地 商 号 代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

認可事項実行届出書

標記のことについて、銀行法第53条第1項第5号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。

_____O ____

(注)別紙様式4-24の2を添付すること

認可事項実行届出書(年度第半期分) 金融機関名

認可事項	実	行	内	容	実 行 日	認可年月日(認可番号)	備	考

(注) 1 実行日の順ご記載すること

2 「実行内容」欄には、各認可事項等について次の事項を記載すること

取締役の兼職 イ 取締役の職名及び氏名

ロ 兼職を行う会社名及び職名

営業譲渡の相手方

ロ譲渡活動の名称及び所在地

営業設け イ 営業設けの相手方

口譲受け店舗の名称及び所在地

その他の認可事項については、上記に準じて記載すること

不祥事件

別紙様式4-25

年 月 日

金融庁長官 〇〇〇〇 殿

所在地 商 号 代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

不祥事件等届出書

標記のことについて、銀行法第53条第1項第8号及び同法施行規則第35条第1項第25号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。

_____O

- (注) 1 不祥事件等届出書の提出後、追加等すべき事項がある場合は本様式を準用し、その旨(追加等)を表題に記載すること。
 - 2 別紙は、銀守劫が守規則第35条第6項第1号、第2号、第4号及び第5号に係るものについては別紙様式4-25の2により、同項第3号に係るものについては別紙様式4-25の3により、同項第5号に係るものについては別紙様式4-25の3を適宜準用して届け出るものとする。

別紙様式4 - 25の2

銀	ŕ	Ī	名								
事	故 発 生	営業所	名								
		氏	名								
		職	名								
事	故 者	年	龄				歳				
		入行年	月日			年	月	日			
		当行での	職歴								
事	件	の 概	要								
不祥	手事件等届に	出書の該当	徐 項								
発	覚 5	∓ 月	日			年	月	日()		
発	生	期	間	年	月	日	~ 年	月	日(年	か月間)
事	放金額(累計	事故金額)				衎(冊)			
実	損 見	1 込	額			衎					
発	覚 0	D 端	緒								
発	生 要	因 分	析								
事	後措置又は	は要改善	事項								
人	事 処	分 内	容							_	

別紙様式4 - 25の3

銀		行		名	
事	故 発	生賞	拿業月	折 名	
事	故	の	X	分	
事	故	の	概	要	
不祥	不祥事件等届出書の該当条項				
発	覚	年	月	日	年 月 日()
発	生	Ē.	期	間	年月日~年月日(年か月間)
事	故金額	(累計	事故金	額)	冊(冊)
実	損	見	込	額	衎
発	覚	の	媏	緒	
発	生	要	因分	分析	
事	後措置	又は	要改善	事項	

- (注)1 「事故の区分」欄には「現金の紛失」等の別を記載する
 - 2 人事処分がある場合は、「事後措置又は要改善事項」欄の次に「人事処分内容」欄を設け記載すること

(永久) 劣後特約付借入金の受入れ(変更)

別紙様式4-26

年 月 日

金融庁長官 〇〇〇〇 殿

所在地 商 号 代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

(永久) 劣後特約付借入金の受入れ(変更) 届出書

(永久) 劣後特約付借入金を受入れたく(既注分の変更をいたしたく)、銀行法53条第1項第8号及び同法施行規則第35条第1項第22号(又は第23号)の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

借入(変更	[) 理由										
借入(変更)) 予定日		年		月	日()				
借入総額(円貨											
借入	先										
借入	期間	年	月	日	~	年	月	日			
借入	金 利										
	借入直前期借入実行					全行期 借入実行翌期				期	
自己資本比率	率の推移	(/ 其	月)	(/	期)	(/	期)
			%			%				%	
W = > W		期限	!付劣後物	寺約付	借入金		永ク	八劣後特	後特約付借入金		
本件受入後 の残高	通貨別	円卸	道建	外	外貨()建		円貨建		外	貨() 建
	残高										
その他の参	考事項										

- (注) 1 当初の届出事項を変更しようとする場合には、当初の届出書の写を添付すること。
 - 2 「本件受入れ後が高」欄は、百万円通貨単位とし、外貨建てについては通貨を明示し、通貨毎に記載すること
 - 3 永久劣徴熱が付き借入金の場合には、契約内容のバーゼル合意適合性及び我が国における民商法上の有効性に関する 弁護士意見を添付すること。また、監督論十 2 6 3に関する責行としての認識をまとめて添付すること。

(永久) 劣後特約付社債の発行

別紙様式4-27

年 月 日

金融庁長官 〇〇〇〇 殿

所在地 商 号 代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

(永久) 劣後特約付社債の発行届出書

(永久) 劣後特約付社債を発行いたしたく、銀行法53条第1項第8号及び司法施行規則第35条第1項第22号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

発 行	理	曲											
発 行 予	定	П		年		月		日()				
発行総額(円貨	貨換算 額	預)						() ī	5万	円
発行市場及	び募集	美方法											
発償還	期	限					年	(永	久の場合は	は記載	不要)		
行 利		率	額面3	金額に対	し	年		%					
件発行	価	額	額面3	金額の		%							
資 金	使	途											
引受け幹	事 会	社											
			発	行直前期	月		発行	実行	·期	発	行実行	翌期	
			(/ ļ	朝)		(/	期)	(/	其	月)
自己資本比望	率の推	移		%				%			%		
★/// 平 // / / / / / / / / / / / / / / /			期限	限付劣後	特約	付社債	į		永久	劣後特	約付社	.債	
本件受入後 の残高	通貨	5別	円	貨建	5	收 () 建		円貨建		外貨	()建
	残	高											

- (注) 1 「本件受入れ後り結」欄は、百万円通貨単位とし、外貨建てについては通貨を明示し、通貨毎に記載すること
 - 2 永久劣徴熱が付き社債の場合には、契約内容のバーゼル合意適合性及び我が国における民商法上の有効性に関する弁護士意見を添付すること。また、監督経十 2 6 3に関する貴行としての認識をまとめて添付すること。
 - 3 引受特金社のうちブックランナーについて 印を付すこと。
 - 4 本届出は 発行条件決定取締役会決議发提出すること。

連結自己資本比率を算定する際の比例連結の方法の使用 別紙様式4-28

年 月 日

金融庁長官 殿

所在地 商 号 代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

連結自己資本比率を算定する際の比例連結の方法の使用届出書

連結自己資本比率を算定する際に金融業務を営む関連法人等 について比例連結の方法を用いたく、銀行法第53条第1項第8号及び同法施行規則第35条第1項第21号の2の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。

(注)1 記載要領

- (1) 法第 14 条の 2 の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成 5 年大蔵省告示第 55 号。以下この項において「告示」という。) 第 7 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 25 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる要件を満たす金融業務を営む関連法人等(以下この項において「第 1 号法人」という。)については別紙様式 56 の 2、告示第 7 条の 2 第 1 項第 2 号イから二まで又は第 25 条の 2 第 1 項第 2 号イから二までに掲げる要件を満たす金融業務を営む関連法人等(以下この項において「第 2 号法人」という。)については別紙様式 56 の 3 により届け出ること
- (2) 別紙様式4-28の2又は4-28の3中、資本の額又は出資の総額及び出資額又は所有持分額が外貨建ての場合には、円貨換算額を併せて記載すること

2 添付書類

- (1) 別紙様式4-28の2又は4-28の3
- (2) 第1号法人又は第2号法人の定款その他これに準ずるものの写し(日本語以外で記載されたものである場合には、全文の日本語による翻訳文を付すこと。)
- (3) 第1号法人又は第2号法人の最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書類(日本語以外で記載されたものである場合には、全文の日本語による翻訳文を付し、金額が外貨建ての場合には、円貨換算額を併せて記載すること。)
- (4) 第1号法人にあっては、第1号法人、銀行持株会社、及び第1号法人に出資する、銀行持株会社の子会社の間の株式保有又は出資の関係を示す図、第2号法人にあっては、第2号法人及び告示第7条の2第1項第2号イ又は第25条の2第1項第2号イに規定する共同支配会社(以下この項において「共同支配会社」という。)の間の株式保有又は出資の関係を示す図
- (5) 第2号法人にあっては、告示第7条の2第1項第2号イ又は第25条の2第1項第2号イに規定する投資及び事業に関する契約の写し(日本語以外で記載されたものである場合には、全文の日本語による翻訳文を付すこと。)

第 1 号法人に関する事項	
名称	
主たる営業所の所在地	
業務の内容	
発行済株式の総数又は出資の総額 (1)	
資本の額(資本金・資本準備金)	
役員の役職名及び氏名	
設立日及び事業開始日	年 月 日
銀行持株会社に関する事項	
名称	
主 た る 営 業 所 の 所 在 地	
代 表 者 の 氏 名	
その所有する、第 1 号法人の	
株式又は持分の数又は額 (2)	
持株割合等 ((2) ÷ (1))	
第 1 号 法 人 に 対 す る 出 資 額	
第 1 号法人に出資する、銀行持株	
会社の子会社に関する事項	
名称	
主たる営業所の所在地	
代表者の氏名	
業務の内容	
その所有する、第 1 号法人の	
株式又は持分の数又は額 (3)	
持株割合等 ((3)÷(1))	
第1号法人に対する出資額	
連結自己資本比率を算定する際の	
比例連結の方法の使用に関する事項	
開始する時期	年 月期
開 始 す る 理 由	

(注)「第1号法人に出資する、銀行持株会社の子会社」には、届出者を含めること

第 2 号法人に関する事項	
名称	
主たる営業所の所在地	
業務の内容	
発行済株式の総数又は出資の総額 (1)	
資本の額(資本金・資本準備金)	
役員の役職名及び氏名	
設 立 日 及 び 事 業 開 始 日	年 月 日
共同支配会社に関する事項	
名	
主 た る 営 業 所 の 所 在 地	
代 表 者 の 氏 名	
業務の内容	
その所有する、第 2 号法人の	
株式又は持分の数又は額 (2)	
持株割合等 ((2) ÷ (1))	
第2号法人に対する出資額	
他の共同支配会社との間に資本	
関係がある場合には、その内容	
連結自己資本比率を算定する際の	
比例連結の方法の使用に関する事項	
開 始 す る 時 期	年 月期
開始する理由	

(注)「共同支配会社」には届出者を含めること

連結自己資本比率を算定する際の比例連結の方法の使用の中断別紙様式4-29

年 月 日

金融庁長官 殿

所在地 商 号 代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

連結自己資本比率を算定する際の比例連結の方法の使用の中断届出書

連結自己資本比率を算定する際に金融業務を営む関連法人等 について比例連結の方法の使用を中断したく、銀行法第53条第1項第8号及び同法施行規則第35条第1項第21号の3の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

名						称				
主	たる	5 営	業所	í の	所 在	地				
代	表	者	ž I	の	氏	名				
業	:	務	の		内	容				
資 2	本 の	額又	て は	出資	の総	額				
届出	占者	の金属	蚀業	務 を	営むほ	関連				
法丿	等人	に 対	する	持枚	株割 台	等				
連結	自己	. 資本	比率を	主算定	∄する	際の				
比例	連結	の方法	め使	用に	関する	事項				
	開	始	l	た	時	期	年	月期		
	中	断	す	る	時	期	年	月期		
	中	断	す	る	理	由				

特殊関係者を新たに有することになった場合

別紙様式4-30

年 月 日

金融庁長官 〇〇〇〇 殿

所在地 商 号 代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

特殊関係者を新たに有することになった届出書

を特殊関係者として新たに有することになったため、銀行法第53条第1項第8号及び同法施行規則 第35条第1項第14号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

名 称	
主たる営業所の住所	
業務の内容	
	(売上高) (総資産)
会社の状況	(経常損益) (資本金)
	(当期損益)
取締役及び監査役の 役職及び氏名(注)	
役員又は従業員の数	
保有議決権	個(総株主の議共権に対する割合%)
特殊関係者 となった理由	
	個(総株主の議共組立対する割合%)
主要株主等の構成	個(総株主の議 規 に対する割合 %)
	個(総株主の議判を対する割合%)
届出事由発生日	年 月 日()

(注) 当該銀行出身役員の場合には、その旨記載のこと。

特殊関係者でなくなった場合

別紙様式4-31

年 月 日

金融庁長官 〇〇〇〇 殿

所在地 商 号 代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

特殊関係者でなくなったことに伴う届出書

が特殊関係者でなくなったため、銀行法第53条第1項第8号及び同法施行規則第35条第1項第15号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

名 称	
主たる営業所の住所	
業務の内容	
保有議決権	個(議共権に対する割合%)
特殊関係者で なくなった理由	
届出事由発生日	年 月 日()

基準議決権数を超えて議決権を保有する会社又は特殊関係者の業務を変更する場合 別紙様式4-32

年 月 日

金融庁長官 〇〇〇〇 殿

所在地 商 号 代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

基準議丼を数を超えて議丼を保有する会社(又は持株関係者)の業務を変更する場合の届出書

基準議対権数を超えて議対権を保有する会社(又は特殊関係者)であるの業務を変更することとなったため、銀行法第53条第1項第8号及び同法施行規則第35条第1項第16号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

名 称					
主たる営業所の住所					
変更前の業務内容					
変更後の業務内容					
変更理由					
会社の状況	(売上高) (経常損益) (当期損益)			(総資産) (資本金)	
取締役及び監査役の 役職及び氏名(注)					
役員又は従業員の数					
保 有 株 式				株(議共ھご対する割合	%)
主要株主等の構成				(議決権に対する割合 (議決権に対する割合 (議決権に対する割合	%) %) %)
変 更 予 定 日		年	月	日()	

(注) 当該銀行出身役員の場合には、その旨記載のこと。

自己の株式を取得しようとする場合

別紙様式4-33

年 月 日

金融庁長官 〇〇〇〇 殿

所在地 商 号 代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

自己の株式を取得する場合の届出書

自己の株式を取得することとなったため、銀行法第53条第1項第8号及び同法施行規則第35条第1項第24号の 規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

取得株式数		(発行済み株式総数)
取得金額			
取得方法及び理由			
	実行直前期	実行期	実行実行翌記
自己資本比率 の 推 移	(/ 期)	(/ 期)	(/ 期)
	%	%	%
取得予定日	年	月 日()	

子会社の名称(住所)変更

別紙様式4-34

年 月 日

金融庁長官 〇〇〇〇 殿

所在地 商 号 代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

子会社 の名称(住所)変更に係る届出書

名称
子会社〇〇の とおりお届けいたします。

記

現		名	称					
現		住	所					
新名	称又	は新	住所					
1	会社の	の状況	兄	(売上高) (経常損益) (当期損益)			(総資産) (資本金)	
株	主	構	成					
取締役及び監査役の 役職及び氏名(注1)								
従	業	員	数					
事	業	内	容					
変	更	予え	臣 日	年	月	日()	

(注) 当該銀行出身役員の場合には、その旨記載のこと。

\circ	

(注)記載要領

子会社の住所の変更の場合は、本様式を準用すること

百分の五を超える議共権が取得又は保有されることとなった場合

別紙様式4-35

年 月 日

金融庁長官 〇〇〇〇 殿

所在地 商 号 代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

百分の五を超える議決権が一の株主により取得(又は保有) されることとなったときに係る届出書

総株主の議決権の百分の五を超える議決権が一の株主により取得(又は保有)されることとなったため銀行法第53条第1項第7号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

株主氏名又は名称	
住所又は主たる所在地	
連洗	
取得(保有)される議丼後数	(総株主の議決権に対する割合 %)
取得(又は保有)予定日	年 月 日()

特定主要株主でなくなった場合

別紙様式4-36

年 月 日

金融庁長官 〇〇〇〇 殿

住所又は所在地 氏名又は名称

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

主要株主基準値以上の数の議丼権の保有者でなくなった届出書

銀行の主要株主基準値以上の数の議共権の保有者でなくなったので、銀行法第52条の9第3項の規定に基づき、 下記のとおりお届けいたします。

特定主要株主となった 理由及び事由									
特定主要株主となった日	年	月	日()					
					特定主要 なったE		特定主要株主で なくなった日	増減	
	総株主の譲	決権				個	個		個
する議決権の数の状況	保有議決権	数				個	個		個
	議決権保有	割合				%	%		%
特定主要株主でなくな った理由及び事由									
特定主要株主でなくなっ た日		年	月	-	∃()			

主要株主になった届出

別紙様式4-37

年 月 日

金融庁長官 〇〇〇〇 殿

住所又は所在地 氏名又は名称

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

主要株主になった届出書

銀行の主要株主となった(又は主要株主となる会社を設立した)ので、銀行法第53条第2項第1号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

銀分法第52条の9第1項の 認可を受けた日	年 月 日()
主要株主になった日	年 月 日()
保 有 議 決 権 数	個(総株主の議 対
主要株主となった事由	

議決権の百分の五十を超える議決権の保有者となった場合

別紙様式4-38

年 月 日

金融庁長官 〇〇〇〇 殿

住所又は所在地氏名又は名称

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

総株主の議丼権の百分の五十を超える議丼権の保有者となった届出書

銀行の総株主の議共権の百分の五十を超える数の議共権の保有者となったので、銀行法第53条第2項第2号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

				出事由 発生前	届出事由 発生後	増減
総株主の議決権・保有 する議決権の数の状況	総株主の議決権			個	個	個
9 る誠が惟の数の私元	保有議決権数			個	個	個
	議決権保有割合		%	%	%	
議決権取得(又は保有)の 理由及び事由						
届出事由発生日	年	月	日()		

主要株主基準値以上の株の議決権の保有者でなくなった場合

別紙様式4-39

年 月 日

金融庁長官 〇〇〇〇 殿

住所又は所在地 氏名又は名称

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

主要株主基準値以上の数の議対権の保有者でなくなった届出書

銀行の主要株主基準値以上の議対権の保有者でなくなったので、銀行法第53条第2項第3号の規定に基づき、 下記のとおりお届けいたします。

			主要株主		主要株主でなくなった日	増減
総株主の議決権・保有 する議決権の数の状況	総株主の議決権			個	個	個
9 の球状性の致の状況	保有議決権数			個	個	個
	議決権保有割合		%	%	%	
主要株主でなくなった 理由及び事由						
主要株主でなくなった日	年	月	日()		

議決権の百分の五十を超える議決権の保有者でなくなった場合

別紙様式4-40

年 月 日

金融庁長官 〇〇〇〇 殿

住所又は所在地 氏名又は名称

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

総株主の議共権の百分の五十を超える議共権の保有者でなくなった届出書

銀行の総株主の議
対権の百分の五十を超える数の議
対権の保有者でなくなったので、銀行法第53条第2項第4号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

				事由 生前	届出事由 発生後		増減
する議決権の数の状況	総株主の議決権			個	個		個
	保有議決権数			個	個		個
	議決権保有割合			%	%	0	%
保有者でなくなった 理由及び事由							
届出事由発生日	年	月	日()			

解散した場合

別紙様式4 - 41

年 月 日

金融庁長官 〇〇〇〇 殿

所在地 商号又は名称

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

解散届出書

銀行の主要株主でありましたが、解散したので、銀行法第53条第2項第5号の規定に基づき、下記のとおりお届れたします。

解散の理由	
解 散 日	年月日()
保 有 議 決 権 数	個(総株主の議 対
保有議丼権の処分方法	

議決権の百分の五十を超える議決権を一の株主により取得又は保有される場合 別紙様式4 - 42

年 月 日

金融庁長官 〇〇〇〇 殿

所在地 商号又は名称

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

総株主の議 大権の百分の五十を超える数の議 大権を一の株主により 取得又は保有されることに係る届出書

総株主の議
対権の百分の五十を超える議
対権を一の株主により取得又は保有されることになったので、銀行法第53条第2項第6号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

一の株主の氏名又は名称	
一の株主の住所又は主た る事務所の所在地	
一の株主の連絡先	
保有された議共審数	個(総株主の議対観ご対する割合 %)
保有された日	年 月 日()

〇〇財務(支)局長 殿 沖縄総合事務局長 殿

金融機関名 代表者名印

今般、以下のように・

障害等が発生した サイバー攻撃を検知した サイバー攻撃の予告を受けた

金監第 号に基づき報告します。

(新規·続報) **障害発生等報告書** (OO財務局)

C 2.1		•								•		- ,	
財務局受付者	名												
受付日時		年	≣)	1		日		時		5	}		
連絡者	所属氏名					(1	電話都	号))	-		-	
状 況	発生	日時:	年	月	日	時	分均	Ą					
障害原因	未確	認•	確認済()
復旧見込				日		時	頃	•	不明				
復旧までの 影響													
対処状況		での対外が説											
事後改善策													

- 1. 障害発生等の状況に照らして報告文中の ~ のいずれかを選択するとともに、太 枠内を記載すること。
- 2. 障害の状況等が多岐に亘る場合、本様式記載のうえ別紙添付可(様式任意)。
- 3. 「状況」欄には、障害等の状況のほか、発生場所(市町村名まで)、被害が確認されている場合には必要に応じ、被害の状況を記載すること。
- 4. 「対処状況」の「復旧するまでの対応策」については、応急措置、抜本的対応(代 替措置等) 抜本的対応の準備に要する時間等を記載すること。
- 5. 障害等がサイバーテロによるものである場合は、以下の事項についても、判明した範囲で記載すること。

攻撃の種別(不正アクセス、サービス不能攻撃、情報漏えい・改ざん、システム破壊等) 及び原因(セキュリティーホール、侵入経路、不正プログラム等) 【障害原因欄】 その他の連絡先(警察、セキュリティー関係機関、他省庁等) 【対処状況欄】 他の事業者に対する攻撃の可能性 【状況欄】

海外営業所の設置

別紙様式5-1

年 月 日

金融庁長官 〇〇〇〇 殿

所在地 商 号 代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

○○支店設置認可申請書

○○支店を設置いたしたく、銀行法第8条第2項の規定に基づき、認可を申請いたします。 ______ ○ ____

(注) 1 記載要領

出張所の設置の場合は本様式を準用すること

2 添付書類

別紙様式5 - 1の2

設置営業所の場所を示した地図及び設置営業所の略図(客組、営業室その他の面積を記入。なお、予備審査を得ているものにあっては、予備審査後に変更がある場合に限る。) 銀守お舷庁規則第9条の2第1項第2号及び第4号に掲げる書類 その他審査のため参考となるべき事項を記載した書類 登録免許税納付書

別紙様式5 - 1の2

(注)出張所設置の場合には、「設置予定地」欄の次に「母店」欄を設け、母店の名称、所在地を記載すること

海外営業所の種類変更

別紙様式5 - 2

年 月 日

金融庁長官 〇〇〇〇 殿

所在地 商 号 代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

○○支店種類変更認可申請書

○○支店の種類の変更をいたしたく、銀行法第8条第2項の規定に基づき、認可を申請いたします。 ______ ○ ____

(注) 1 記載要領

出張所の種類変更の場合は、本様式を準用すること

2 添付書類

別紙様式5 - 2の2

当該営業所の場所を示した地図(予備審査を得ているものにあっては、予備審査後に変更がある場合に限る)

登録免許税納付書(出張所を支店に変更する場合)

別紙様式5 - 2の2

営業所の新名称	
営業所の現名称	
営業所の所在地	
変 更 予 定 日	年 月 日()
理由	
営 業 日	
営 業 時 間	
取 扱 業 務	
業績実績・予想	実績(前々期)(前期)見込(1期目)(2期目) 百万円 百万円 百万円 百万円 預金 貸出 損益 人員 人 人 人 人

(注) 出張所の種類変更の場合には、「営業所の所在地」欄の次に「母店」欄を設け、母店の名称、所在地 及び母店と出張所との距離を記載すること

海外営業所の廃止

別紙様式5 - 3

年 月 日

金融庁長官 〇〇〇〇 殿

所在地 商 号 代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

○○支店廃止認可申請書

○○支店を廃止いたしたく、銀行法第8条第2項の規定に基づき、認可を申請いたします。 ______ ○ ____

(注)添付書類

- 1 別紙様式5-3の2
- 2 銀元法施予規則第9条の2第1項第2号及び第4号に掲げる書類

別紙様式5 - 3の2

営業所の名称					
営業所の所在地					
廃止予定日		年	月	日()
理由					
廃止後の措置	業務行員不動産				
業績実績	預貸損人		実績(í	前々期) 百万円 人	(前期) 百万円 人
廃止の日程					

(注)廃止跡に代理店等を設置する場合は、「廃止後の措置」欄にその旨記載すること

海外代理店の設置

別紙様式5-4

年 月 日

金融庁長官 〇〇〇〇 殿

所在地 商 号 代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

○○代理店設置認可申請書

○○代理店を設置いたしたく、	銀行法第8条第2項の規定に基づき、	認可を申請いたします。
	O	

(注)添付書類

- 1 別紙様式5-4の2
- 2 設置代理店の場所を示した地図及び設置代理店の略図(客溜、営業室その他の面積を記入。 なお、予備審査を得ているものにあっては、予備審査後に変更がある場合に限る。)
- 3 銀守劫絶寸規則第9条の3第1項第2号に掲げる書類

別紙様式5 - 4の2

代理店の名称	
代理店の所在地	
管理する営業所	
設 置 予 定 日	年 月 日()
理由	
営 業 日	
営 業 時 間	
取 扱 業 務	
代理店主の経歴 資力、信用の程度等	
代理店の概要	土地 m²(坪)所有・買取・賃借 建物構造 新築・買取・賃借 延面積 m²(坪)1人当たり 坪 営業室 m²(坪)1人当たり 坪 相手方土地 建物
開設費用	土 地 取得費 千円(坪当たり 千円) 保証金 "("") 権利金 "("") 賃借料(月) "("") 建 物 建築費 "("") 保証金 "("") 敷 金 "("") 賃借料(月) "("")
業 績 予 想	第1期 第2期 百万円 百万円 預 金 貸 出 損 益 人 員 人 人

- (注) 1 営業所廃止跡への設置の場合は 「理由」欄に営業所の廃止跡に設置する旨記載すること
 - 2 「管理する営業所」欄には、営業所の名称、所在地及び営業所と代理店の距離を記載すること

海外代理店の廃止

別紙様式5 - 5

年 月 日

金融庁長官 〇〇〇〇 殿

所在地 商 号 代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

○○代理店廃止認可申請書

○○代理店を廃止いたしたく、銀行法第8条第2項の規定に基づき、認可を申請いたします。 ______ ○ _____

(注)添付書類

- 1 別紙様式5-5の2
- 2 銀行法施引規則第9条の3第1項第2号に掲げる書類

別紙様式5 - 5の2

代理店の名称						
代理店の所在地						
管理する営業所						
廃止予定日		年	月	日()	
理由						
情報責务の処理の 方法						
業績実績	預 金 貸 出 員		実績(前 ⁻	マ期) ヨカ円 人	(前 期) 百万円 人	
廃止の日程						

(注)「管理する営業所」欄は、営業所の名称、所在地及び営業所と代理店の距離を記載すること

海外子会社対象銀行等を子会社とすること 別紙様式5-6

金融庁長官 〇〇〇〇 殿

年 月 日

所在地商号代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

海外子会社対象銀行等(を含む会社)を子会社とすることに係る認可申請書

を子会社とすることについて、銀行法第16条の2第4項の規定に基づき、認可を申請いたします。

_____ O ____

(注)添付書類

- 1 別紙様式2-2の2、2-2の3
- 2 現地当局の許可書等の写及び当該写の和訳
- 3 営業所付近の略図及び営業所の略図
- 4 銀守劫が対規リ第17条の5第1項に掲げる書類

駐在員事務所設置届出

別紙様式5-7

金融庁長官 〇〇〇〇 殿

年 月 日

所在地 商 号 代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

駐在員事務所設置届出書

駐在員事務所を設置することについて、銀行法第53条第1項第6号の規定に基づきお届けします。

1	駐在員事務所の概要 名称 位置 賃借面積 従業員数	
2	業納容	
3	證理由	
4	設置予定日	年月日()
5	設置に伴う費用 開設費 防内装工事費 経常費(1年) 防人件費 が貼在員事務所賃借料	単位; ,括M内は千円 (千円) (千円) (千円)換算レート 1 = 円 (千円) (千円)
6	現地当局の許可等の 取得年月日	年月日()

(注) 1 届出書に次に掲げる書類を添付すること。

現地局許可書等(写)の和駅を添付すること。

駐在員事務所付近の略図

駐在員事務所レイアウト

2 業務を開始した場合には、別途書面でその旨を届け出ること。

定款の変更

別紙様式6-1

年 月 日

財務局長 殿

所在地 名 称 代表者

定款の変更認可申請書

定款の一部を変更いたしたく、信用金庫法第31条第1号の規定に基づき、 認可を申請いたします。

(注)添付書類

信用金庫法施行規則第3条第1項第1号に掲げる書類

定款の変更

別紙様式6-2

年 月 日

 金融庁長官
 殿

 厚生労働大臣
 殿

所在地 名 称 代表者

定款の変更認可申請書

定款の一部を変更いたしたく、 労働金庫法第33条第1号の規定に基づき、 認可を申請いたします。

(注)添付書類

労働金庫法施行規則第1条の5第1項第1号に掲げる書類

業務の種類又は方法の変更

別紙様式6-3

年 月 日

財務局長 殿

所在地 名 称 代表者

業務の種類又は方法の変更認可申請書

業務の種類又は方法の一部を変更いたしたく、信用金庫法第31条第2号の 規定に基づき、認可を申請いたします。

(注)添付書類

信用金庫法施行規則第3条第1項第2号に掲げる書類

業務の種類又は方法の変更

別紙様式6-4

年 月 日

財務局長 殿

所在地 名 称 代表者

業務の種類又は方法の変更認可申請書

業務の種類又は方法の一部を変更いたしたく、協同組合による金融事業に関する法律第3条第1項第8号の規定に基づき、認可を申請いたします。

(注)添付書類

協同組合による金融事業に関する法律施行規則第1条第1項第7号に 掲げる書類

業務の種類又は方法の変更

別紙様式6-5

年 月 日

 金融庁長官
 殿

 厚生労働大臣
 殿

所在地 名 称 代表者

業務の種類又は方法の変更認可申請書

業務の種類又は方法の一部を変更いたしたく、労働金庫法第33条第2号の 規定に基づき、認可を申請いたします。

(注)添付書類

労働金庫法施行規則第1条の5第1項第2号に掲げる書類

財務局報告等様式集

- 1 - 3 - 2 (1) 検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告につい て

> 検査部局検査用 預金保険機構検査用

- 1 - 5 (1) 個別銀行に関するデータベース(銀行台帳) (概要) 役員名簿 執行役員名簿 決算に関する情報

管理会計等の整備の状況

- 1 5 (4) 金融機関の営業免許等に係る登録免許税納付額報告書
- 1 7 1 (2) 金融機関に関する苦情受付票
- 1 7 1 (3) 金融機関に関する苦情受付件数調べ
- 1 8 2 (2) 法令解釈等の照会を受けた際の回答について判断がつ かないものについての連絡箋
- 1 8 2 (4)法令解釈の照会を受ける頻度が高いものを関係部局へ 回覧するための応接箋
 - 2 3 信用金庫台帳 信用金庫台帳 役員名簿
 - 3 3 信用組合台帳 信用協同組合台帳 役員名簿
 - 4 2 労働金庫台帳 労働金庫台帳 役員名簿
- 2 2 1 信用保証協会台帳

 第
 号

 年
 月

 日

株式会社 銀行 代表取締役頭取 殿

財務局長

検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について

年 月 日を検査実施日として、貴行を検査した結果を 年 月 日付 第 号で通知したところであるが、通知した事項に係る事実認識、発生原因分析、改善・対応策(注)について、銀行法第24条第1項(及び預金保険法第136条第1項)の規定に基づき報告を求めるので、 年 月 日()までに報告されたい。

ただし、通知した事項のうち、「.法令等遵守態勢」については、その事実認識、 発生原因分析、改善・対応策を 年 月 日()までに報告されたい。

(リスク管理態勢に関する指摘がある場合には、注書きを追加すること。)

(注) リスク管理態勢に係る改善・対応策については、リスクを正確に認識するため の方策に加え、そのリスクを適正に制御するための方策を含む。

第 号年 月 日

株式会社 銀行 代表取締役頭取 殿

財務局長

預金口座名寄せのためのデータ整備状況等に係る検査 結果の通知事項に対する改善状況等の報告について

預金保険機構が 年 月 日を検査実施日として、預金口座名寄せのためのデータ整備状況等に関し貴行を検査した結果を 年 月 日付 第 号で通知したところであるが、通知した事項に係る事実認識、発生原因分析、改善・対応策について、銀行法第24条第1項の規定及び預金保険法第136条第1項に基づき報告を求めるので、 年 月 日()までに報告されたい。

預金保険料の適正性に関する検査について改善を求める場合は、「預金口座 名寄せのためのデータ整備状況等」を「預金保険料の適正性」と読み替える。

銀行台帳

商	号	(株)	銀行	住 所						
1.	1.沿革									
2 .	資本	・役員構成の特色	色、業務」	上の提携	関係等					
	次小	. 初早春年 / 祥-	٠ 4	F (1)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(4) \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \				
	負科	:伐貝名溥(怺ェ	\ - 1 -	5 (1 ,)) 執行役員名簿(様式 - 1 - 5	(1) 人組織凶				
3.	その	他最近3年間の約	経営上の重	巨要事項						
						会計監査人の名称				
4 .	決算	に関する情報(柞	蒙式 - 1	1 - 5 (1))					
5 .	直近	検査結果及び監督	賢上の措置	置等						

6 . 経営管理に関し特筆すべき事項		

7.業務再構築に関する情報

資料:管理会計等の整備の状況(様式 - 1 - 5 (1))

7月末日までに提出を要する事項: 1,2,3,5,6,様式 - 1-5(1) ,様式 - 1-5(1) , 様式 - 1-5(1) , 組織図

役員名簿

							定款	上の定数		3
商号						取締役	X20X		-76 3	
10, 7						監査役		<u>_</u>		
	쓴봐	I		<u> </u>		<u> </u>		勿 显 田 附	1	
	常勤・ 非常勤		(ふりがな)	# 4			★ 1 00	役員・現職		小 星
役職名		担当	(3.33.6)	生 年月日	略	强 歴	兼職状況	就任年月日 役員任期満	月額報酬	役 員 賞 与
	代表・ 非代表		氏 名	7 4			1/\ //L	了日	+IX H/II	貝力
	H-1 \1X		I					, H	1	
				<u> </u>						

執行役員名簿

	<u> </u>				** /= /0 = # **			
						度の導入時期	年	月~
商号						員の任期	年	
		I	1		現員(定員)		()
役職名	担当	(ふりがな) 氏 名	生年月日	略 歴	兼職状況	執行役員・現職 就任年月日 執行役員任期 満了日	月額報酬	賞与

決算に関する情報 銀行 (以下の項目は一例であり、各財務局の必要に応じて構成するものとする。) (単位:億円、%)

			┃備考
	墨力	(期末、人)	*有価証券報告書ペース(就業人員数:出向者は含まない。)。
占部			
		(期末、店)	*有人の出張所を含む(無人の店舗外自動設備は含まない。)。
l		金	
i		ilt金	
l	有	価証券	
		国債等債券	* 「国債」+ 「地方債」+ 「社債」
		株式	图度: "吃刀房」,在度:
l	442		
l	頁	出金	
貸	動	産不動産	
	繰	延税金資産	
借		倒引当金	
対	貝		
照		一般貸倒引当金	
表		個別貸倒引当金	
1	投	資損失引当金	
期			
		資産合計	
末	貧	本の部合計	
残		資本金	
)		資本剰余金	
l		利益剰余金	
l			
ı		土地再評価差額金	
ı	L	株式等評価差額金	
ı	有	価証券含み損益	*非上場有価証券を含む。
ı		スク管理債権額	*「破綻先債権」+「延滞債権」+「3ヶ月以上延滞債権」+「貸出条件緩和債権」
ı	_		
—	_	融再生法開示債権額	*「破産更生債権」+「危険債権」+「要管理債権」
ı	業	務収益	
ı		資金運用収益	
ı		役務取引等収益	
ı	豣	務費用	
ı	未		
l		資金調達費用	
l		役務取引等費用	
l	業	務粗利益	
l	_	業経費	*「経費」+「退職金」
l			・ 「経典」 * 「収職立」
損		経費	
		人件費	
益		物件費	
状	퐾	務純益	
況	未		
l		一般貸倒引当金純繰入額	
l		国債等債券損益(5勘定尻)	*「国債等債券売却益」+「国債等債券償還益」-「国債等債券売却損」-「国債等債券償還損」-「国債等債券償却」
l		その他	*「業務純益」+「一般貸倒引当金純繰入額」-「国債等債券損益(5勘定尻)」
l	惄	常利益	74.75 (miles 1) 100.5 (miles 1) 1 miles (miles 1) 100.75
	施士		L. L. Workert and V. L. L. Workert and D. L. L. Work 1984 and
1		株式等損益(3勘定尻)	*「株式等売却益」-「株式等売却損」-「株式等償却」
		別損益	
		·	
	法		
	法当	:人税等調整額 期利益	* 一郎曾何已以全姑婦 \ X 百十今丰 为 L \
	法当不	人税等調整額 期利益 良債権処理額	*一般貸倒引当金純繰入額は含まない。
	法当不自	人税等調整額 期利益 良債権処理額 己資本比率基準(BIS·国内)	*一般貸倒引当金純繰入額は含まない。 *「BIS基準」、「国内基準」の別を記入する。
	法当不自	人税等調整額 期利益 良債権処理額 己資本比率基準(BIS·国内) 己資本比率	* 「BIS基準」、「国内基準」の別を記入する。
	法当不自	人税等調整額 期利益 良債権処理額 己資本比率基準(BIS·国内)	* 「BIS基準」、「国内基準」の別を記入する。
	法当不自	人税等調整額 期利益 良債権処理額 己資本比率基準(BIS·国内) 己資本比率 Tier1比率	* 「BIS基準」、「国内基準」の別を記入する。 * 「Tier1」 ÷ 「リスクアセット」
	法当不自	人税等調整額 期利益 良債権処理額 己資本比率基準(BIS·国内) 己資本比率 Tier1比率 優先株寄与度	* 「BIS基準」、「国内基準」の別を記入する。 * 「Tier1」 ÷ 「リスクアセット」 * 「優先株式数 × 発行価格」 ÷ 「リスクアセット」
	法当不自	人税等調整額 期利益 良債権処理額 己資本比率基準(BIS・国内) 己資本比率 Tier1比率 優先株寄与度 繰延税金資産のTier1比率	* 「BIS基準」、「国内基準」の別を記入する。 * 「Tier1」 ÷ 「リスクアセット」 * 「優先株式数 × 発行価格」 ÷ 「リスクアセット」 * 「繰延税金資産」 ÷ 「Tier1」
	法当不自	人税等調整額 期利益 良債権処理額 己資本比率基準(BIS・国内) 己資本比率 Tier1比率 優先株寄与度 繰延税金資産のTier1比率 Tier2比率	* 「BIS基準」、「国内基準」の別を記入する。 * 「Tier1」 ÷ 「リスクアセット」 * 「優先株式数 × 発行価格」 ÷ 「リスクアセット」 * 「繰延税金資産」 ÷ 「Tier1」 * 「Tier2」 ÷ 「リスクアセット」 (注) Tier2の算出において、Tier1を限度に不算
	法当不自	人税等調整額 期利益 良債権処理額 己資本比率基準(BIS・国内) 己資本比率 Tier1比率 優先株寄与度 繰延税金資産のTier1比率	* 「BIS基準」、「国内基準」の別を記入する。 * 「Tier1」 ÷ 「リスクアセット」 * 「優先株式数 × 発行価格」 ÷ 「リスクアセット」 * 「繰延税金資産」 ÷ 「Tier1」 * 「Tier2」 ÷ 「リスクアセット」 * 「負債性資本調達手段等」 ÷ 「リスクアセット」 (注) Tier2の算出において、Tier1を限度に不算) 分がある場合には、「負債性資本調達手段等」 ;
	法当不自	人税等調整額 期利益 良債権処理額 己資本比率 Tier1比率 優先株寄与度 繰延税金資産のTier1比率 Tier2比率 負債性資本調達手段等寄与度	* 「BIS基準」、「国内基準」の別を記入する。 * 「Tier1」 ÷ 「リスクアセット」 * 「優先株式数 × 発行価格」 ÷ 「リスクアセット」 * 「繰延税金資産」 ÷ 「Tier1」 * 「Tier2」 ÷ 「リスクアセット」 * 「負債性資本調達手段等」 ÷ 「リスクアセット」 (注) Tier2の算出において、Tier1を限度に不算) / がある場合には、「負債性資本調達手段等」。
	法当不自自	人税等調整額 期利益 良債権処理額 己資本比率基準(BIS・国内) 己資本比率 「ier1比率 優先株寄与度 繰延税金資産のTier1比率 Tier2比率 負債性資本調達手段等寄与度 有価証券含み益寄与度	* 「BIS基準」、「国内基準」の別を記入する。 * 「Tier1」 ÷ 「リスクアセット」 * 「優先株式数 × 発行価格」 ÷ 「リスクアセット」 * 「繰延税金資産」 ÷ 「Tier1」 * 「Tier2」 ÷ 「リスクアセット」 * 「負債性資本調達手段等」 ÷ 「リスクアセット」 * 「有価証券含み益の45%相当額」 ÷ 「リスクアセット」 (BIS基準行のみ) (注) Tier2の算出において、Tier1を限度に不算。 分がある場合には、「負債性資本調達手段等」。 価証券含み益の45%相当額」 は総額で試算する。
	法当不自自業	人税等調整額 期利益 ・良債権処理額 己資本比率基準(BIS・国内) 己資本比率 「Tier1比率 優先株寄与度 繰延税金資産のTier1比率 Tier2比率 負債性資本調達手段等寄与度 有価証券含み益寄与度	* 「BIS基準」、「国内基準」の別を記入する。 * 「Tier1」 ÷ 「リスクアセット」 * 「優先株式数 × 発行価格」 ÷ 「リスクアセット」 * 「繰延税金資産」 ÷ 「Tier1」 * 「Tier2」 ÷ 「リスクアセット」 * 「負債性資本調達手段等」 ÷ 「リスクアセット」 * 「有価証券含み益の45%相当額」 ÷ 「リスクアセット」 (注) Tier2の算出において、Tier1を限度に不算/分がある場合には、「負債性資本調達手段等」、 価証券含み益の45%相当額」は総額で試算する。 * 「業務純益」 ÷ 「総資産平残」
	法当不自自業業	人税等調整額 期利益 ・良債権処理額 己資本比率基準(BIS・国内) 己資本比率 「Tier1比率 優先株寄与度 繰延税金資産のTier1比率 Tier2比率 負債性資本調達手段等寄与度 有価証券含み益寄与度 純ROA	* 「BIS基準」、「国内基準」の別を記入する。 * 「Tier1」 ÷ 「リスクアセット」 * 「優先株式数 × 発行価格」 ÷ 「リスクアセット」 * 「繰延税金資産」 ÷ 「Tier1」 * 「Tier2」 ÷ 「リスクアセット」 * 「負債性資本調達手段等」 ÷ 「リスクアセット」 * 「有価証券含み益の45%相当額」 ÷ 「リスクアセット」 (注) Tier2の算出において、Tier1を限度に不算) 分がある場合には、「負債性資本調達手段等」、「明スクアセット」 (固証券含み益の45%相当額」は総額で試算する。 * 「業務純益」 ÷ 「総資産平残」 * 「業務純益」 ÷ 「資本の部平残」
	法当不自自業業	人税等調整額 期利益 ・ 良債権処理額 ・ 己資本比率基準(BIS・国内) ・ 己資本比率 Tier1比率 優先株寄与度 繰延税金資産のTier1比率 Tier2比率 負債性資本調達手段等寄与度 有価証券含み益寄与度 純ROA ・ 純ROE ・ IR	* 「BIS基準」、「国内基準」の別を記入する。 * 「Tier1」 ÷ 「リスクアセット」 * 「優先株式数 × 発行価格」 ÷ 「リスクアセット」 * 「繰延税金資産」 ÷ 「Tier1」 * 「Tier2」 ÷ 「リスクアセット」 * 「負債性資本調達手段等」 ÷ 「リスクアセット」 * 「有価証券含み益の45%相当額」 ÷ 「リスクアセット」 (注) Tier2の算出において、Tier1を限度に不算/分がある場合には、「負債性資本調達手段等」、 価証券含み益の45%相当額」は総額で試算する。 * 「業務純益」 ÷ 「総資産平残」
諸	法当不自自業業	人税等調整額 期利益 ・良債権処理額 己資本比率基準(BIS・国内) 己資本比率 「Tier1比率 優先株寄与度 繰延税金資産のTier1比率 Tier2比率 負債性資本調達手段等寄与度 有価証券含み益寄与度 純ROA	* 「BIS基準」、「国内基準」の別を記入する。 * 「Tier1」 ÷ 「リスクアセット」 * 「優先株式数 × 発行価格」 ÷ 「リスクアセット」 * 「繰延税金資産」 ÷ 「Tier1」 * 「Tier2」 ÷ 「リスクアセット」 * 「負債性資本調達手段等」 ÷ 「リスクアセット」 * 「有価証券含み益の45%相当額」 ÷ 「リスクアセット」 (注) Tier2の算出において、Tier1を限度に不算) 分がある場合には、「負債性資本調達手段等」、「明スクアセット」 (固証券含み益の45%相当額」は総額で試算する。 * 「業務純益」 ÷ 「総資産平残」 * 「業務純益」 ÷ 「資本の部平残」
	法当不自自業業	人税等調整額 期利益 ・良債権処理額 己資本比率基準(BIS・国内) 己資本比率 Tier1比率 優先株寄与度 繰延税金資産のTier1比率 Tier2比率 負債性資本調達手段等寄与度 有価証券含み益寄与度 純ROA 純ROE -IR	* 「BIS基準」、「国内基準」の別を記入する。 * 「Tier1」 ÷「リスクアセット」 * 「優先株式数 × 発行価格」 ÷「リスクアセット」 * 「繰延税金資産」 ÷「Tier1」 * 「Tier2」 ÷「リスクアセット」 * 「負債性資本調達手段等」 ÷「リスクアセット」 * 「負債性資本調達手段等」 ÷「リスクアセット」 * 「有価証券含み益の45%相当額」 ÷「リスクアセット」 (注)Tier2の算出において、Tier1を限度に不算。 分がある場合には、「負債性資本調達手段等」 がある場合には、「負債性資本調達手段等」、 * 「業務純益」 ÷「総資産平残」 * 「業務純益」 ÷「資産の部平残」 * 「業務純益」 ÷「資本の部平残」 * 「営業経費」 ÷(「業務純益」 + 「一般貸倒引当金純繰入額」 + 「営業経費」) * 「人件費」 ÷(「業務純益」 + 「一般貸倒引当金純繰入額」 + 「営業経費」)
費	法当不自自 業業の	人税等調整額 期利益 良債権処理額 己資本比率基準(BIS・国内) 己資本比率 Tier1比率 優先株寄与度 繰延税金資産のTier1比率 Tier2比率 負債性資本調達手段等寄与度 有価証券含み益寄与度 純ROA 純ROE HR 人件費OHR 物件費OHR	* 「BIS基準」、「国内基準」の別を記入する。 * 「Tier1」 ÷ 「リスクアセット」 * 「優先株式数 × 発行価格」 ÷ 「リスクアセット」 * 「繰延税金資産」 ÷ 「Tier1」 * 「Tier2」 ÷ 「リスクアセット」 * 「負債性資本調達手段等」 ÷ 「リスクアセット」 * 「有価証券含み益の45%相当額」 ÷ 「リスクアセット」 (注) Tier2の算出において、Tier1を限度に不算。 分がある場合には、「負債性資本調達手段等」 ・ 「業務純益」 ÷ 「総資産平残」 (本語の45%相当額」は総額で試算する。 * 「業務純益」 ÷ 「総資産平残」 * 「業務純益」 ÷ 「資本の部平残」 ・ 「業務純益」 ÷ 「資本の部平残」 * 「営業経費」 ÷ 「「業務純益」 + 「一般貸倒引当金純繰入額」 + 「営業経費」) * 「人件費」 ÷ (「業務純益」 + 「一般貸倒引当金純繰入額」 + 「営業経費」) * 「物件費」 ÷ (「業務純益」 + 「一般貸倒引当金純繰入額」 + 「営業経費」)
費	法当不自自 業業の 職	人税等調整額 期利益 良債権処理額 己資本比率基準(BIS・国内) 己資本比率 Tier1比率 優先株寄与度 繰延税金資産のTier1比率 Tier2比率 負債性資本調達手段等寄与度 有価証券含み益寄与度 純ROA 純ROE HR 人件費OHR 物件費OHR	* 「BIS基準」、「国内基準」の別を記入する。 * 「Tier1」 ÷ 「リスクアセット」 * 「優先株式数 × 発行価格」 ÷ 「リスクアセット」 * 「繰延税金資産」 ÷ 「Tier1」 * 「Tier2」 ÷ 「リスクアセット」 * 「負債性資本調達手段等」 ÷ 「リスクアセット」 * 「有価証券含み益の45%相当額」 ÷ 「リスクアセット」 (注) Tier2の算出において、Tier1を限度に不算」 分がある場合には、「負債性資本調達手段等」、 * 「有価証券含み益の45%相当額」 ÷ 「リスクアセット」 (固記基準行のみ) * 「業務純益」 ÷ 「総資産平別・ (当業務・ ・ 「連本の部平残」 * 「営業経費」 ÷ 「業務・・ 「一般貸倒引当金・・ に対し、 ・ 「一般貸倒引当金・・ 「一般貸倒引当金・・ 「一般貸倒引当金・・ 「一般貸倒引当金・・ 「一般貸倒引当金・・ 「一般貸倒引当金・・ 「一般貸倒引当金・・ 「大日」 ・ 「一般貸倒引当金・・ 「大日」 ・ 「「大日」 ・ 「「大日」 ・ 「「大日」 ・ 「「大日」 ・ 「一般貸倒引当金・・ 「大日」 ・ 「一般貸倒引当金・・ 「一般貸倒引当金・・ 「大日」 ・ 「一般貸倒引当金・・ 「大日」 ・ 「一般貸倒引当金・・ 「大日」 ・ 「一般貸倒引当金・・ 「大日」 ・ 「一般貸倒引当金・・ 「一般貸倒引当金・・ 「一日」 ・
費	法当不自自 業業の 職品	人税等調整額 期利益 良債権処理額 己資本比率基準(BIS・国内) 己資本比率 Tier1比率 優先株寄与度 繰延税金資産のTier1比率 Tier2比率 負債性資本調達手段等寄与度 有価証券含み益寄与度 純ROA 純ROE -HR 人件費OHR 物件費OHR 積1人当たり業務粗利益 E舗あたり業務粗利益	* 「BIS基準」、「国内基準」の別を記入する。 * 「Tier1」 ÷ 「リスクアセット」 * 「優先株式数 × 発行価格」 ÷ 「リスクアセット」 * 「繰延税金資産」 ÷ 「Tier1」 * 「Tier2」 ÷ 「リスクアセット」 * 「負債性資本調達手段等」 ÷ 「リスクアセット」 * 「有価証券含み益の45%相当額」 ÷ 「リスクアセット」 (注) Tier2の算出において、Tier1を限度に不算。 分がある場合には、「負債性資本調達手段等」 ・ 「業務純益」 ÷ 「総資産平残」 (本語の45%相当額」は総額で試算する。 * 「業務純益」 ÷ 「総資産平残」 * 「業務純益」 ÷ 「資本の部平残」 ・ 「業務純益」 ÷ 「資本の部平残」 * 「営業経費」 ÷ 「「業務純益」 + 「一般貸倒引当金純繰入額」 + 「営業経費」) * 「人件費」 ÷ (「業務純益」 + 「一般貸倒引当金純繰入額」 + 「営業経費」) * 「物件費」 ÷ (「業務純益」 + 「一般貸倒引当金純繰入額」 + 「営業経費」)
費	法当不自自 業業の 職品	人税等調整額 期利益 ・良債権処理額 己資本比率基準(BIS・国内) 己資本比率 「ier1比率 「優先株寄与度 操延税金資産のTier1比率 「ier2比率 自債性資本調達手段等寄与度有価証券含み益寄与度 純ROA 純ROE -HR 人件費OHR 物件費OHR 物件費OHR 調達力当業務粗利益 「講話をり業務和利益	* 「BIS基準」、「国内基準」の別を記入する。 * 「Tier1」 ÷ 「リスクアセット」 * 「優先株式数 × 発行価格」 ÷ 「リスクアセット」 * 「繰延税金資産」 ÷ 「Tier1」 * 「Tier2」 ÷ 「リスクアセット」 * 「負債性資本調達手段等」 ÷ 「リスクアセット」 * 「有価証券含み益の45%相当額」 ÷ 「リスクアセット」 (注) Tier2の算出において、Tier1を限度に不算」 分がある場合には、「負債性資本調達手段等」、 * 「有価証券含み益の45%相当額」 ÷ 「リスクアセット」 (固記基準行のみ) * 「業務純益」 ÷ 「総資産平別・ (当業務・ ・ 「連本の部平残」 * 「営業経費」 ÷ 「業務・・ 「一般貸倒引当金・・ に対し、 ・ 「一般貸倒引当金・・ 「一般貸倒引当金・・ 「一般貸倒引当金・・ 「一般貸倒引当金・・ 「一般貸倒引当金・・ 「一般貸倒引当金・・ 「一般貸倒引当金・・ 「大日」 ・ 「一般貸倒引当金・・ 「大日」 ・ 「「大日」 ・ 「「大日」 ・ 「「大日」 ・ 「「大日」 ・ 「一般貸倒引当金・・ 「大日」 ・ 「一般貸倒引当金・・ 「一般貸倒引当金・・ 「大日」 ・ 「一般貸倒引当金・・ 「大日」 ・ 「一般貸倒引当金・・ 「大日」 ・ 「一般貸倒引当金・・ 「大日」 ・ 「一般貸倒引当金・・ 「一般貸倒引当金・・ 「一日」 ・
費	法当不自自 業業の 職品	人税等調整額 期利益 ・良債権処理額 己資本比率基準(BIS・国内) 己資本比率 「ier1比率 「優先株寄与度 操延税金資産のTier1比率 「ier2比率 自債性資本調達手段等寄与度有価証券含み益寄与度 純ROA 純ROE -HR 人件費OHR 物件費OHR 物件費OHR 調達力当業務粗利益 「講話をり業務和利益	* 「BIS基準」、「国内基準」の別を記入する。 * 「Tier1」 ÷ 「リスクアセット」 * 「優先株式数 × 発行価格」 ÷ 「リスクアセット」 * 「繰延税金資産」 ÷ 「Tier1」 * 「Tier2」 ÷ 「リスクアセット」 * 「負債性資本調達手段等」 ÷ 「リスクアセット」 * 「有価証券含み益の45%相当額」 ÷ 「リスクアセット」 (注) Tier2の算出において、Tier1を限度に不算」 分がある場合には、「負債性資本調達手段等」、 * 「有価証券含み益の45%相当額」 ÷ 「リスクアセット」 (固記基準行のみ) * 「業務純益」 ÷ 「総資産平別・ (当業務・ ・ 「連本の部平残」 * 「営業経費」 ÷ 「業務・・ 「一般貸倒引当金・・ に対し、 ・ 「一般貸倒引当金・・ 「一般貸倒引当金・・ 「一般貸倒引当金・・ 「一般貸倒引当金・・ 「一般貸倒引当金・・ 「一般貸倒引当金・・ 「一般貸倒引当金・・ 「大日」 ・ 「一般貸倒引当金・・ 「大日」 ・ 「「大日」 ・ 「「大日」 ・ 「「大日」 ・ 「「大日」 ・ 「一般貸倒引当金・・ 「大日」 ・ 「一般貸倒引当金・・ 「一般貸倒引当金・・ 「大日」 ・ 「一般貸倒引当金・・ 「大日」 ・ 「一般貸倒引当金・・ 「大日」 ・ 「一般貸倒引当金・・ 「大日」 ・ 「一般貸倒引当金・・ 「一般貸倒引当金・・ 「一日」 ・
費	法当不自自 業業の 職品 国内	人税等調整額 期利益 ・良債権処理額 己資本比率基準(BIS・国内) 己資本比率 Tier1比率 優先株寄与度 繰延税金資産のTier1比率 Tier2比率 負債性資本調達手段等寄与度 有価証券含み益寄与度 純ROA 純ROE HR 人件費OHR 物件費OHR 例件費OHR 員1人当たり業務粗利益 語舗あたり業務粗利益	* 「BIS基準」、「国内基準」の別を記入する。 * 「Tier1」 ÷ 「リスクアセット」 * 「優先株式数 × 発行価格」 ÷ 「リスクアセット」 * 「繰延税金資産」 ÷ 「Tier1」 * 「Tier2」 ÷ 「リスクアセット」 * 「負債性資本調達手段等」 ÷ 「リスクアセット」 * 「有価証券含み益の45%相当額」 ÷ 「リスクアセット」 (注) Tier2の算出において、Tier1を限度に不算」 分がある場合には、「負債性資本調達手段等」、 * 「有価証券含み益の45%相当額」 ÷ 「リスクアセット」 (固記基準行のみ) * 「業務純益」 ÷ 「総資産平別・ (当業務・ ・ 「連本の部平残」 * 「営業経費」 ÷ 「業務・・ 「一般貸倒引当金・・ に対し、 ・ 「一般貸倒引当金・・ 「一般貸倒引当金・・ 「一般貸倒引当金・・ 「一般貸倒引当金・・ 「一般貸倒引当金・・ 「一般貸倒引当金・・ 「一般貸倒引当金・・ 「大日」 ・ 「一般貸倒引当金・・ 「大日」 ・ 「「大日」 ・ 「「大日」 ・ 「「大日」 ・ 「「大日」 ・ 「一般貸倒引当金・・ 「大日」 ・ 「一般貸倒引当金・・ 「一般貸倒引当金・・ 「大日」 ・ 「一般貸倒引当金・・ 「大日」 ・ 「一般貸倒引当金・・ 「大日」 ・ 「一般貸倒引当金・・ 「大日」 ・ 「一般貸倒引当金・・ 「一般貸倒引当金・・ 「一日」 ・
費	法当不自自 業業の 職児 国内業	人税等調整額 期利益 ・良債権処理額 己資本比率 Tier1比率 優先株寄与度 繰延税金資産のTier1比率 「前で1と率 負債性資本調達手段等寄与度 有価証券含み益寄与度 純ROA 純ROE ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	* 「BIS基準」、「国内基準」の別を記入する。 * 「Tier1」 ÷「リスクアセット」 * 「優先株式数 × 発行価格」 ÷「リスクアセット」 * 「繰延税金資産」 ÷「Tier1」 * 「Tier2」 ÷「リスクアセット」 * 「負債性資本調達手段等」 ÷「リスクアセット」 * 「有価証券含み益の45%相当額」 ÷「リスクアセット」 * 「業務純益」 ÷「総資産平の表別 * 「業務純益」 ÷「総資産平の表別 * 「業務純益」 ÷「資本の部平残」 * 「営業経費」 ÷(「業務純益」 +「一般貸倒引当金純繰入額」 +「営業経費」) * 「人件費」 ÷(「業務純益」 +「一般貸倒引当金純繰入額」 +「営業経費」) * 「物件費」 ÷(「業務純益」 +「一般貸倒引当金純繰入額」 +「営業経費」) * 「物件費」 ÷(「業務純益」 +「一般貸倒引当金統繰入額」 +「営業経費」) * 「物件費」 ÷(「業務純益」 +「一般貸倒引当金統繰入額」 +「営業経費」)
費	法当不自自 業業の 職品 国内業務	人税等調整額 期利益 ・良債権処理額 己資本比率 Tier1比率 優先株寄与度 繰延税金資産のTier1比率 Tier2比率 負債性資本調達手段等寄与度 有価証券含み益寄与度 純ROA ・純ROE ・HR 人件費OHR 物件費OHR ・負人当たり業務粗利益 ・計算の対象を表す。 は、対象を表す。 「自動を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	* 「BIS基準」、「国内基準」の別を記入する。 * 「Tier1」 ÷ 「リスクアセット」 * 「優先株式数 × 発行価格」 ÷ 「リスクアセット」 * 「繰延税金資産」 ÷ 「Tier1」 * 「Tier2」 ÷ 「リスクアセット」 * 「負債性資本調達手段等」 ÷ 「リスクアセット」 * 「有価証券含み益の45%相当額」 ÷ 「リスクアセット」 (注) Tier2の算出において、Tier1を限度に不算」 分がある場合には、「負債性資本調達手段等」、 * 「有価証券含み益の45%相当額」 ÷ 「リスクアセット」 (固記基準行のみ) * 「業務純益」 ÷ 「総資産平別・ (当業務・ ・ 「連本の部平残」 * 「営業経費」 ÷ 「業務・・ 「一般貸倒引当金・・ に対し、 ・ 「一般貸倒引当金・・ 「一般貸倒引当金・・ 「一般貸倒引当金・・ 「一般貸倒引当金・・ 「一般貸倒引当金・・ 「一般貸倒引当金・・ 「一般貸倒引当金・・ 「大日」 ・ 「一般貸倒引当金・・ 「大日」 ・ 「「大日」 ・ 「「大日」 ・ 「「大日」 ・ 「「大日」 ・ 「一般貸倒引当金・・ 「大日」 ・ 「一般貸倒引当金・・ 「一般貸倒引当金・・ 「大日」 ・ 「一般貸倒引当金・・ 「大日」 ・ 「一般貸倒引当金・・ 「大日」 ・ 「一般貸倒引当金・・ 「大日」 ・ 「一般貸倒引当金・・ 「一般貸倒引当金・・ 「一日」 ・
費	法当不自自 業業 ひ 職 児 国内業務部	人税等調整額 期利益 良債権処理額 己資本比率基準(BIS・国内) 己資本比率 Tier1比率 優先株寄与度 繰延税金資産のTier1比率 有価証券含み益寄与度 有価証券含み益寄与度 純ROA 純ROE - HR 人件費OHR 物件費OHR 物件費OHR 物件費OHR 動力 業務粗利益 国間を動力 では、 類別で、 類別で、 類別では、 類別で、 類別で、 類別で、 類別で、 類別で、 類別で、 類別で、 類別で	* 「BIS基準」、「国内基準」の別を記入する。 * 「Tier1」 ÷ 「リスクアセット」 * 「優先株式数 × 発行価格」 ÷ 「リスクアセット」 * 「繰延税金資産」 ÷ 「Tier1」 * 「Tier2」 ÷ 「リスクアセット」 * 「負債性資本調達手段等」 ÷ 「リスクアセット」 * 「有価証券含み益の45%相当額」 ÷ 「リスクアセット」 (注) Tier2の算出において、Tier1を限度に不算」 分がある場合には、「負債性資本調達手段等」、 * 「有価証券含み益の45%相当額」 ÷ 「リスクアセット」 (固記基準行のみ) * 「業務純益」 ÷ 「総資産平別・ (当業務・ ・ 「連本の部平残」 * 「営業経費」 ÷ 「業務・・ 「一般貸倒引当金・・ に対し、 ・ 「一般貸倒引当金・・ 「一般貸倒引当金・・ 「一般貸倒引当金・・ 「一般貸倒引当金・・ 「一般貸倒引当金・・ 「一般貸倒引当金・・ 「一般貸倒引当金・・ 「大日」 ・ 「一般貸倒引当金・・ 「大日」 ・ 「「大日」 ・ 「「大日」 ・ 「「大日」 ・ 「「大日」 ・ 「一般貸倒引当金・・ 「大日」 ・ 「一般貸倒引当金・・ 「一般貸倒引当金・・ 「大日」 ・ 「一般貸倒引当金・・ 「大日」 ・ 「一般貸倒引当金・・ 「大日」 ・ 「一般貸倒引当金・・ 「大日」 ・ 「一般貸倒引当金・・ 「一般貸倒引当金・・ 「一日」 ・
費	法当不自自 業業 ひ 職 児 国内業務部	人税等調整額 期利益 ・良債権処理額 己資本比率 Tier1比率 優先株寄与度 繰延税金資産のTier1比率 Tier2比率 負債性資本調達手段等寄与度 有価証券含み益寄与度 純ROA ・純ROE ・HR 人件費OHR 物件費OHR ・負人当たり業務粗利益 ・計算の対象を表す。 は、対象を表す。 「自動を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	* 「BIS基準」、「国内基準」の別を記入する。 * 「Tier1」 ÷ 「リスクアセット」 * 「優先株式数 × 発行価格」 ÷ 「リスクアセット」 * 「繰延税金資産」 ÷ 「Tier1」 * 「Tier2」 ÷ 「リスクアセット」 * 「負債性資本調達手段等」 ÷ 「リスクアセット」 * 「有価証券含み益の45%相当額」 ÷ 「リスクアセット」 (注) Tier2の算出において、Tier1を限度に不算」 分がある場合には、「負債性資本調達手段等」、 * 「有価証券含み益の45%相当額」 ÷ 「リスクアセット」 (固記基準行のみ) * 「業務純益」 ÷ 「総資産平別・ (当業務・ ・ 「連本の部平残」 * 「営業経費」 ÷ 「業務・・ 「一般貸倒引当金・・ に対し、 ・ 「一般貸倒引当金・・ 「一般貸倒引当金・・ 「一般貸倒引当金・・ 「一般貸倒引当金・・ 「一般貸倒引当金・・ 「一般貸倒引当金・・ 「一般貸倒引当金・・ 「大日」 ・ 「一般貸倒引当金・・ 「大日」 ・ 「「大日」 ・ 「「大日」 ・ 「「大日」 ・ 「「大日」 ・ 「一般貸倒引当金・・ 「大日」 ・ 「一般貸倒引当金・・ 「一般貸倒引当金・・ 「大日」 ・ 「一般貸倒引当金・・ 「大日」 ・ 「一般貸倒引当金・・ 「大日」 ・ 「一般貸倒引当金・・ 「大日」 ・ 「一般貸倒引当金・・ 「一般貸倒引当金・・ 「一日」 ・
費	法当不自自 業業の 職児 医内業務部門	規 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	* 「Tier1」 ÷「リスクアセット」 * 「優先株式数 × 発行価格」 ÷「リスクアセット」 * 「繰延税金資産」 ÷「Tier1」 * 「Tier2」 ÷「リスクアセット」 * 「負債性資本調達手段等」 ÷「リスクアセット」 * 「負債性資本調達手段等」 ÷「リスクアセット」 * 「有価証券含み益の45%相当額」 ÷「リスクアセット」 (注) Tier2の算出において、Tier1を限度に不算。 分がある場合には、「負債性資本調達手段等」 がある場合には、「負債性資本調達手段等」。 * 「業務純益」 ÷「資産で発」 * 「業務純益」 ÷「資産の部平残」 * 「業務純益」 ÷「資本の部平残」 * 「営業経費」 ÷(「業務純益」 +「一般貸倒引当金純繰入額」 +「営業経費」) * 「人件費」 ÷(「業務純益」 +「一般貸倒引当金純繰入額」 +「営業経費」) * 「物件費」 ÷(「業務純益」 +「一般貸倒引当金純繰入額」 +「営業経費」) * 「業務組利益」 ÷「職員数」(単位:百万円)
費	法当不自自 業業の 職児 国内業務部門 リ	人税等調整額 期利益 ・良債権処理額 己資本比率基準(BIS・国内) 己資本比率 Tier1比率 優先株寄与度 繰延税金資産のTier1比率 負債性資本調達手段等寄与度 有価証券含み益寄与度 純ROA 純ROE +IR 人件費OHR 物件費OHR 物件費OHR 物件費OHR 動力当業務粗利益 国間を通過である。 類別のでのでは、 類別のでのでは、 類別のでのでは、 類別のでのでは、 類別のでのでは、 類別のでのでは、 類別のでのでは、 類別のでのでは、 類別のでのでは、 類別のでのでは、 類別のでは、 類別のでは、 類別のでは、 まり、 類別のでは、 まり、 まり、 まり、 まり、 まり、 まり、 まり、 まり、 まり、 まり	* 「Tier1」 ÷「リスクアセット」 * 「優先株式数 × 発行価格」 ÷「リスクアセット」 * 「繰死税金資産」 ÷「Tier1」 * 「Tier2」 ÷「リスクアセット」 * 「負債性資本調達手段等」 ÷「リスクアセット」 * 「負債性資本調達手段等」 ÷「リスクアセット」 * 「有価証券含み益の45%相当額」 ÷「リスクアセット」 (注)Tier2の算出において、Tier1を限度に不算。 分がある場合には、「負債性資本調達手段等」、 何証券含み益の45%相当額」 は総額で試算する。 (注)Tier2の算出において、Tier1を限度に不算。 分がある場合には、「負債性資本調達手段等」、 何証券含み益の45%相当額」 は総額で試算する。 *「業務純益」 ÷「総資産平残」 * 「業務純益」 ÷「総資産平残」 * 「業務純益」 ÷「総資産平残」 * 「営業経費」 ÷(「業務純益」 +「一般貸倒引当金純繰入額」 +「営業経費」) * 「人件費」 ÷(「業務純益」 +「一般貸倒引当金純繰入額」 +「営業経費」) * 「物件費」 ÷(「業務純益」 +「一般貸倒引当金純繰入額」 +「営業経費」) * 「業務粗利益」 ÷「職員数」(単位:百万円) * 「業務粗利益」 ÷「店舗数」(単位:百万円)
費	法当不自自 業業の 職犯 国内業務部門 リ金	人税等調整額 期利益 良債権処理額 己資本比率基準(BIS・国内) 己資本比率 Tier1比率	* 「Tier1」 ÷「リスクアセット」 * 「優先株式数 × 発行価格」 ÷「リスクアセット」 * 「繰延税金資産」 ÷「Tier1」 * 「Tier2」 ÷「リスクアセット」 * 「負債性資本調達手段等」 ÷「リスクアセット」 * 「負債性資本調達手段等」 ÷「リスクアセット」 * 「有価証券含み益の45%相当額」 ÷「リスクアセット」 (注) Tier2の算出において、Tier1を限度に不算。 分がある場合には、「負債性資本調達手段等」 がある場合には、「負債性資本調達手段等」。 * 「業務純益」 ÷「資産で発」 * 「業務純益」 ÷「資産の部平残」 * 「業務純益」 ÷「資本の部平残」 * 「営業経費」 ÷(「業務純益」 +「一般貸倒引当金純繰入額」 +「営業経費」) * 「人件費」 ÷(「業務純益」 +「一般貸倒引当金純繰入額」 +「営業経費」) * 「物件費」 ÷(「業務純益」 +「一般貸倒引当金純繰入額」 +「営業経費」) * 「業務組利益」 ÷「職員数」(単位:百万円)
費	法当不自自 業業の 職犯 医内業務部門 児金預	人税等調整額 期利益 良債権処理額 己資本比率基準(BIS・国内) 己資本比率 Tier1比率 優先株寄与度 繰延税金資産のTier1比率 打ier2比率 負債性資本調達手段等寄与度 有価証券含み益寄与度 純ROA 純ROE HR 人件費OHR 物件費OHR 員1人当たり業務粗利益 請請あたり業務粗利益 質出金利回 有強金利回 有強金利回 預強金利期 類後金利鞘 スク管理債権比率 融再生法開示債権額比率 資率(平残)	* 「Tier1」 ÷「リスクアセット」 * 「優先株式数 × 発行価格」 ÷「リスクアセット」 * 「繰死税金資産」 ÷「Tier1」 * 「Tier2」 ÷「リスクアセット」 * 「負債性資本調達手段等」 ÷「リスクアセット」 * 「負債性資本調達手段等」 ÷「リスクアセット」 * 「有価証券含み益の45%相当額」 ÷「リスクアセット」 (注)Tier2の算出において、Tier1を限度に不算。 分がある場合には、「負債性資本調達手段等」、 何証券含み益の45%相当額」 は総額で試算する。 (注)Tier2の算出において、Tier1を限度に不算。 分がある場合には、「負債性資本調達手段等」、 何証券含み益の45%相当額」 は総額で試算する。 *「業務純益」 ÷「総資産平残」 * 「業務純益」 ÷「総資産平残」 * 「業務純益」 ÷「総資産平残」 * 「営業経費」 ÷(「業務純益」 +「一般貸倒引当金純繰入額」 +「営業経費」) * 「人件費」 ÷(「業務純益」 +「一般貸倒引当金純繰入額」 +「営業経費」) * 「物件費」 ÷(「業務純益」 +「一般貸倒引当金純繰入額」 +「営業経費」) * 「業務粗利益」 ÷「職員数」(単位:百万円) * 「業務粗利益」 ÷「店舗数」(単位:百万円)
費	法当不自自 業業の 職犯 医内業務部門 児金預	人税等調整額 期利益 良債権処理額 己資本比率基準(BIS・国内) 己資本比率 Tier1比率	* 「Tier1」 ÷「リスクアセット」 * 「優先株式数 × 発行価格」 ÷「リスクアセット」 * 「繰死税金資産」 ÷「Tier1」 * 「Tier2」 ÷「リスクアセット」 * 「負債性資本調達手段等」 ÷「リスクアセット」 * 「負債性資本調達手段等」 ÷「リスクアセット」 * 「有価証券含み益の45%相当額」 ÷「リスクアセット」 (注)Tier2の算出において、Tier1を限度に不算。 分がある場合には、「負債性資本調達手段等」、 何証券含み益の45%相当額」 は総額で試算する。 (注)Tier2の算出において、Tier1を限度に不算。 分がある場合には、「負債性資本調達手段等」、 何証券含み益の45%相当額」 は総額で試算する。 *「業務純益」 ÷「総資産平残」 * 「業務純益」 ÷「総資産平残」 * 「業務純益」 ÷「総資産平残」 * 「営業経費」 ÷(「業務純益」 +「一般貸倒引当金純繰入額」 +「営業経費」) * 「人件費」 ÷(「業務純益」 +「一般貸倒引当金純繰入額」 +「営業経費」) * 「物件費」 ÷(「業務純益」 +「一般貸倒引当金純繰入額」 +「営業経費」) * 「業務粗利益」 ÷「職員数」(単位:百万円) * 「業務粗利益」 ÷「店舗数」(単位:百万円)
費率	法当不自自 業業の 職品 医内業務部門 児金預預	人税等調整額 期利益 良債権処理額 己資本比率基準(BIS・国内) 己資本比率 Tier1比率 優先株寄与度 繰延税金資産のTier1比率 打ier2比率 負債性資本調達手段等寄与度 有価証券含み益寄与度 純ROA 純ROE HR 人件費OHR 物件費OHR 員1人当たり業務粗利益 請請あたり業務粗利益 質出金利回 有強金利回 有強金利回 預強金利期 類後金利鞘 スク管理債権比率 融再生法開示債権額比率 資率(平残)	* 「Tier1」 ÷ 「リスクアセット」 * 「優先株式数 × 発行価格」 ÷ 「リスクアセット」 * 「操延税金資産」 ÷ 「Tier1」 * 「Tier2」 ÷ 「リスクアセット」 * 「負債性資本調達手段等」 ÷ 「リスクアセット」 * 「有価証券含み益の45%相当額」 ÷ 「リスクアセット」 (注) Tier2の算出において、Tier1を限度に不算。 分がある場合には、「負債性資本調達手段等」 がある場合には、「負債性資本調達手段等」。 * 「業務純益」 ÷ 「総資産平残」 * 「業務純益」 ÷ 「資本の部平残」 * 「営業経費」 ÷ (「業務純益」 + 「一般貸倒引当金純繰入額」 + 「営業経費」) * 「人件費」 ÷ (「業務純益」 + 「一般貸倒引当金純繰入額」 + 「営業経費」) * 「外件費」 ÷ 「業務純益」 + 「一般貸倒引当金純燥入額」 + 「営業経費」) * 「業務相利益」 ÷ 「職員数」(単位:百万円) * 「業務和利益」 ÷ 「店舗数」(単位:百万円) * 「業務和利益」 ÷ 「店舗数」(単位:百万円)
費率	法当不自自 業業(の 職に) 医内業務部門 リ金預預1枚	一人税等調整額 期利益 ・良債権処理額 一己資本比率 「記では下では下では、 「記では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	* 「Tier1」 ÷ 「Jスクアセット」 * 「優先株式数 × 発行価格」 ÷ 「Jスクアセット」 * 「優先株式数 × 発行価格」 ÷ 「Jスクアセット」 * 「強延税金資産」 ÷ 「Tier1」 * 「Tier2」 ÷ 「Jスクアセット」 * 「負債性資本調達手段等」 ÷ 「Jスクアセット」 * 「有価証券含み益の45%相当額」 ÷ 「Jスクアセット」 (注) Tier2の算出において、Tier1を限度に不算」 分がある場合には、「負債性資本調達手段等」 * 「業務純益」 ÷ 「総資産平残」 * 「業務純益」 ÷ 「資本の部平残」 * 「営業経費」 ÷ (「業務純益」 + 「一般貸倒引当金純繰入額」 + 「営業経費」) * 「人件費」 ÷ (「業務純益」 + 「一般貸倒引当金純繰入額」 + 「営業経費」) * 「外件費」 ÷ (「業務純益」 + 「一般貸倒引当金純燥入額」 + 「営業経費」) * 「外件費」 ÷ 「業務純益」 + 「一般貸倒引当金純燥入額」 + 「営業経費」) * 「業務和利益」 ÷ 「職員数」(単位:百万円) * 「業務和利益」 ÷ 「脂舗数」(単位:百万円) * 「業務和利益」 ÷ 「店舗数」(単位:百万円) * 「全融再生法開示債権」 ÷ (「金融再生法開示債権」 + 「正常債権」) * 通期決算においては、1株当たりの中間配当金と期末配当金の合計額を記入する。
費率株式	法当不自自 業業の 職犯 医内業務部門 リ金預預 おお	人税等調整額 期利益 ・良債権処理額 己資本比率基準(BIS・国内) 己資本比率 Tier1比率 優先株寄与度 優先株寄与度 優先株寄与度 優先株寄与度 有価証券含み益寄与度 神(の) 神(の) 一般である。 はいるのでは、の) には、の) には、い) には、の) には、い)	* 「Tier1」 ÷ 「リスクアセット」 * 「優先株式数 × 発行価格」 ÷ 「リスクアセット」 * 「操延税金資産」 ÷ 「Tier1」 * 「Tier2」 ÷ 「リスクアセット」 * 「負債性資本調達手段等」 ÷ 「リスクアセット」 * 「有価証券含み益の45%相当額」 ÷ 「リスクアセット」 (注) Tier2の算出において、Tier1を限度に不算。 分がある場合には、「負債性資本調達手段等」 がある場合には、「負債性資本調達手段等」。 * 「業務純益」 ÷ 「総資産平残」 * 「業務純益」 ÷ 「資本の部平残」 * 「営業経費」 ÷ (「業務純益」 + 「一般貸倒引当金純繰入額」 + 「営業経費」) * 「人件費」 ÷ (「業務純益」 + 「一般貸倒引当金純繰入額」 + 「営業経費」) * 「外件費」 ÷ 「業務純益」 + 「一般貸倒引当金純燥入額」 + 「営業経費」) * 「業務相利益」 ÷ 「職員数」(単位:百万円) * 「業務和利益」 ÷ 「店舗数」(単位:百万円) * 「業務和利益」 ÷ 「店舗数」(単位:百万円)
費率株式本	法当不自自 業業の 職犯 国内業務部門 リ金預預 おおの	人税等調整額 期利益 ・良債権処理額 己資本比率 Tier/tbと率 優先株寄与度 繰延税金資産のTier1比率 Tier/tbと率 負債性資本調達手段等寄与度 有価証券含み益寄与度 純ROA 純ROE	* 「Tier1」 ÷ 「Jスクアセット」 * 「優先株式数 × 発行価格」 ÷ 「Jスクアセット」 * 「優先株式数 × 発行価格」 ÷ 「Jスクアセット」 * 「強延税金資産」 ÷ 「Tier1」 * 「Tier2」 ÷ 「Jスクアセット」 * 「負債性資本調達手段等」 ÷ 「Jスクアセット」 * 「有価証券含み益の45%相当額」 ÷ 「Jスクアセット」 (注) Tier2の算出において、Tier1を限度に不算」 分がある場合には、「負債性資本調達手段等」 * 「業務純益」 ÷ 「総資産平残」 * 「業務純益」 ÷ 「資本の部平残」 * 「営業経費」 ÷ (「業務純益」 + 「一般貸倒引当金純繰入額」 + 「営業経費」) * 「人件費」 ÷ (「業務純益」 + 「一般貸倒引当金純繰入額」 + 「営業経費」) * 「外件費」 ÷ (「業務純益」 + 「一般貸倒引当金純燥入額」 + 「営業経費」) * 「外件費」 ÷ 「業務純益」 + 「一般貸倒引当金純燥入額」 + 「営業経費」) * 「業務和利益」 ÷ 「職員数」(単位:百万円) * 「業務和利益」 ÷ 「脂舗数」(単位:百万円) * 「業務和利益」 ÷ 「店舗数」(単位:百万円) * 「全融再生法開示債権」 ÷ (「金融再生法開示債権」 + 「正常債権」) * 通期決算においては、1株当たりの中間配当金と期末配当金の合計額を記入する。
費率株式本	法当不自自 業業の 職犯 国内業務部門 リ金預預 おおの	人税等調整額 期利益 ・良債権処理額 己資本比率基準(BIS・国内) 己資本比率 Tier1比率 優先株寄与度 優先株寄与度 優先株寄与度 優先株寄与度 有価証券含み益寄与度 神(の) 神(の) 一般である。 はいるのでは、の) には、の) には、い) には、の) には、い)	* 「Tier1」 ÷ 「Jスクアセット」 * 「優先株式数 × 発行価格」 ÷ 「Jスクアセット」 * 「優先株式数 × 発行価格」 ÷ 「Jスクアセット」 * 「強延税金資産」 ÷ 「Tier1」 * 「Tier2」 ÷ 「Jスクアセット」 * 「負債性資本調達手段等」 ÷ 「Jスクアセット」 * 「有価証券含み益の45%相当額」 ÷ 「Jスクアセット」 (注) Tier2の算出において、Tier1を限度に不算」 分がある場合には、「負債性資本調達手段等」 * 「業務純益」 ÷ 「総資産平残」 * 「業務純益」 ÷ 「資本の部平残」 * 「営業経費」 ÷ (「業務純益」 + 「一般貸倒引当金純繰入額」 + 「営業経費」) * 「人件費」 ÷ (「業務純益」 + 「一般貸倒引当金純繰入額」 + 「営業経費」) * 「外件費」 ÷ (「業務純益」 + 「一般貸倒引当金純燥入額」 + 「営業経費」) * 「外件費」 ÷ 「業務組利益」 ÷ 「一般貸倒引当金純燥入額」 + 「営業経費」) * 「業務組利益」 ÷ 「職員数」(単位:百万円) * 「業務組利益」 ÷ 「店舗数」(単位:百万円) * 「業務組利益」 ÷ 「店舗数」(単位:百万円) * 「全融再生法開示債権」 ÷ (「金融再生法開示債権」 + 「正常債権」) * 通期決算においては、1株当たりの中間配当金と期末配当金の合計額を記入する。
費率	法当不自自業業の職が国内業務部門の金預預がおの証	一人税等調整額 期利益 ・良債権処理額 ・ 司資本比率 「記資本比率 「記資本比率 「記資本比率 「記資本比率 「最先株寄与度 繰延税金資産のTier1比率 「記受性である。 「記受性である。 「記受性である。 「記受性である。 「記受性である。 「記受性である。 「記受性である。 「記受性である。 「記受性である。 「記受性である。 「記受性である。 「記受性である。 「記受性である。 「記受性である。 「記受性である。 「記受性である。 「記でのは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、こ	* 「BIS基準」、「国内基準」の別を記入する。 * 「Tier1」 + 「リスクアセット」 * 「優先株式数 × 発行価格」 + 「リスクアセット」 * 「操延税金資産」 + 「Tier1」 * 「理延税金資産」 + 「Tier1」 * 「負債性資本調達手段等」 + 「リスクアセット」 * 「負債性資本調達手段等」 + 「リスクアセット」 * 「負債性資本調達手段等」 + 「リスクアセット」 * 「有価証券含み益の45%相当額」 + 「リスクアセット」 (BIS基準行のみ) 価証券含み益の45%相当額」は総額で試算する。 * 「業務純益」 + 「総資産平残」 * 「業務純益」 + 「総資産平残」 * 「営業経費」 + (「業務純益」 + 「一般貸倒引当金純繰入額」 + 「営業経費」) * 「付費」 + (「業務純益」 + 「一般貸倒引当金純繰入額」 + 「営業経費」) * 「物件費」 + 「「業務純益」 + 「一般貸倒引当金純繰入額」 + 「営業経費」) * 「物件費」 + 「業務純益」 + 「一般貸倒引当金純燥入額」 + 「営業経費」) * 「業務粗利益」 + 「職員数」(単位:百万円) * 「業務粗利益」 + 「店舗数」(単位:百万円) * 「業務粗利益」 + 「店舗数」(単位:百万円) * 「業務粗利益」 + 「店舗数」(単位:百万円) * 「業務粗利益」 + 「店舗数」(単位:百万円) * 「連購売買債権額」 + 「貸出金期未残」 * 「加工の管理債権額」 + 「貸出金期未残」 + 「正常債権」)
費率 株式 本価常	法当不自自業業の職が国内業務部門の金預預がおの証利	人税等調整額 期利益 ・良債権処理額 己資本比率基準(BIS・国内) 己資本比率 「Tier1比率」「優先株寄与度 繰延税金資産のTier1比率 「負債性資本調達手段等寄与度 有価証券含み益寄与度 純ROA ・総ROE ・	* 「BIS基準」、「国内基準」の別を記入する。 * 「Tier1」 + 「リスクアセット」 * 「優先株式数 × 発行価格」 + 「リスクアセット」 * 「操延税金資産」 + 「Tier1」 * 「理延税金資産」 + 「Tier1」 * 「負債性資本調達手段等」 + 「リスクアセット」 * 「負債性資本調達手段等」 + 「リスクアセット」 * 「負債性資本調達手段等」 + 「リスクアセット」 * 「有価証券含み益の45%相当額」 + 「リスクアセット」 (BIS基準行のみ) 価証券含み益の45%相当額」は総額で試算する。 * 「業務純益」 + 「総資産平残」 * 「業務純益」 + 「総資産平残」 * 「営業経費」 + (「業務純益」 + 「一般貸倒引当金純繰入額」 + 「営業経費」) * 「付費」 + (「業務純益」 + 「一般貸倒引当金純繰入額」 + 「営業経費」) * 「物件費」 + 「「業務純益」 + 「一般貸倒引当金純繰入額」 + 「営業経費」) * 「物件費」 + 「業務純益」 + 「一般貸倒引当金純燥入額」 + 「営業経費」) * 「業務粗利益」 + 「職員数」(単位:百万円) * 「業務粗利益」 + 「店舗数」(単位:百万円) * 「業務粗利益」 + 「店舗数」(単位:百万円) * 「業務粗利益」 + 「店舗数」(単位:百万円) * 「業務粗利益」 + 「店舗数」(単位:百万円) * 「連購売買債権額」 + 「貸出金期未残」 * 「加工の管理債権額」 + 「貸出金期未残」 + 「正常債権」)
費率 株式 資有経当 株式 本価常期	法当不自自 業業の 職犯 国内業務部門 リ金預預 杉形 の証利利	人税等調整額 期利益 良債権処理額 己資本比率基準(BIS・国内) 己資本比率 「Tier1比率」 優先株金資産のTier1比率 「確定比率」 負債性資本調達手段等寄与度 有価証券含み益寄与度 純ROA ・ 物件費のHR ・ 物件費のHR ・ 物件費のHR ・ 1R 「大件費のHR ・ 物件費のHR ・ 18 「対当にのである。 「対象和回 有金債が一のでは、 「対象ので、 「対象ので、 「対象ので、 「対象ので、 「対象ので、 「対象ので、 「対象ので、 「対象ので、 「対象ので、 「対象ので、 「、 「対象ので、 「対象ので、 「、 「対象ので、 「対象ので、 「対象ので、 「対象ので、 「対象ので、 「対象ので、 「対象ので、 「対象ので、 「対象ので、 「対象ので、 「対象ので、 「を、 「を、 「を、 「を、 「、 「、 「、 「 、 「 、 「 、 「 、 「 、	* 「BIS基準」、「国内基準」の別を記入する。 * 「Tier1」 + 「リスクアセット」 * 「優先株式数 × 発行価格」 + 「リスクアセット」 * 「操延税金資産」 + 「Tier1」 * 「理延税金資産」 + 「Tier1」 * 「負債性資本調達手段等」 + 「リスクアセット」 * 「負債性資本調達手段等」 + 「リスクアセット」 * 「負債性資本調達手段等」 + 「リスクアセット」 * 「有価証券含み益の45%相当額」 + 「リスクアセット」 (BIS基準行のみ) 価証券含み益の45%相当額」は総額で試算する。 * 「業務純益」 + 「総資産平残」 * 「業務純益」 + 「総資産平残」 * 「営業経費」 + (「業務純益」 + 「一般貸倒引当金純繰入額」 + 「営業経費」) * 「付費」 + (「業務純益」 + 「一般貸倒引当金純繰入額」 + 「営業経費」) * 「物件費」 + 「「業務純益」 + 「一般貸倒引当金純繰入額」 + 「営業経費」) * 「物件費」 + 「業務純益」 + 「一般貸倒引当金純燥入額」 + 「営業経費」) * 「業務粗利益」 + 「職員数」(単位:百万円) * 「業務粗利益」 + 「店舗数」(単位:百万円) * 「業務粗利益」 + 「店舗数」(単位:百万円) * 「業務粗利益」 + 「店舗数」(単位:百万円) * 「業務粗利益」 + 「店舗数」(単位:百万円) * 「連購売買債権額」 + 「貸出金期未残」 * 「加工の管理債権額」 + 「貸出金期未残」 + 「正常債権」)
費率 株式 有経当自	法当不自自 業業の 職犯 国内業務部門 リ金預預 杉杉 の証利利資	人税等調整額 期利益 ・良債権処理額 ・	* 「BIS基準」、「国内基準」の別を記入する。 * 「Tier1」 + 「リスクアセット」 * 「優先株式数、発行価格」 + 「リスクアセット」 * 「操延税金資産」 + 「Tier1」 * 「可に2」 + 「リスクアセット」 (注) Tier2の算出において、Tier1を限度に不算 * 「負債性資本調達手段等」、・「リスクアセット」 * 「負債性資本調達手段等」、・「リスクアセット」 * 「有価証券含み益の45%相当額」 + 「リスクアセット」 (BIS基準行のみ) * 「業務純益」 + 「総資産平残」 * 「業務純益」 + 「総資産平残」 * 「営業経費」 + (「業務純益」 + 「一般貸倒引当金純繰入額」 + 「営業経費」) * 「付き費素の部平残」 * 「営業経費」 + (「業務純益」 + 「一般貸倒引当金純繰入額」 + 「営業経費」) * 「物件費」 + (「業務純益」 + 「一般貸倒引当金純繰入額」 + 「営業経費」) * 「物件費」 + 「業務純益」 + 「一般貸倒引当金純燥入額」 + 「営業経費」) * 「業務粗利益」 + 「職員数」(単位:百万円) * 「業務粗利益」 + 「店舗数」(単位:百万円) * 「業務粗利益」 + 「店舗数」(単位:百万円) * 「業務粗利益」 + 「店舗数」(単位:百万円) * 「業務粗利益」 + 「店舗数」(単位:百万円) * 「工業務粗利益」 + 「店舗数」(単位:百万円) * 「工業務粗利益」 + 「財出金期未残」 * 「加工の管理債権額」 + 「貸出金期未残」 * 「加工の管理債権額」 + 「貸出金期未残」 + 「正常債権」)
費率 株式 本価常期己	法当不自自 業業の 職犯 医内巢務部門 贝金預預 化 的 如証利利資 下	人税等調整額 期利益 ・良債権処理額 ・ 司資本比率 「Tier1比率 「優先株寄与度 「優先株寄与度 「優先株命資産のTier1比率 「Tier2比率 「負債性資本調達手段等寄与度 有価証券含み益寄与度 純ROA 純ROE ・ 日根 ・ 「人件費のHR ・ 物件費のHR ・ 「製新和利益 ・ 「資金利回 ・ 「有通金利回 ・ 「預強金利回 ・ 「預強金利期 ・ 「大田・ 「大田・ 「大田・ 「大田・ 「大田・ 「大田・ 「大田・ 「大田	* 「BIS基準」、「国内基準」の別を記入する。 * 「Tier1」 + 「リスクアセット」 * 「優先株式数 × 発行価格」 + 「リスクアセット」 * 「操延税金資産」 + 「Tier1」 * 「理延税金資産」 + 「Tier1」 * 「負債性資本調達手段等」 + 「リスクアセット」 * 「負債性資本調達手段等」 + 「リスクアセット」 * 「負債性資本調達手段等」 + 「リスクアセット」 * 「有価証券含み益の45%相当額」 + 「リスクアセット」 (BIS基準行のみ) 価証券含み益の45%相当額」は総額で試算する。 * 「業務純益」 + 「総資産平残」 * 「業務純益」 + 「総資産平残」 * 「営業経費」 + (「業務純益」 + 「一般貸倒引当金純繰入額」 + 「営業経費」) * 「付費」 + (「業務純益」 + 「一般貸倒引当金純繰入額」 + 「営業経費」) * 「物件費」 + 「「業務純益」 + 「一般貸倒引当金純繰入額」 + 「営業経費」) * 「物件費」 + 「業務純益」 + 「一般貸倒引当金純燥入額」 + 「営業経費」) * 「業務粗利益」 + 「職員数」(単位:百万円) * 「業務粗利益」 + 「店舗数」(単位:百万円) * 「業務粗利益」 + 「店舗数」(単位:百万円) * 「業務粗利益」 + 「店舗数」(単位:百万円) * 「業務粗利益」 + 「店舗数」(単位:百万円) * 「連購売買債権額」 + 「貸出金期未残」 * 「加工の管理債権額」 + 「貸出金期未残」 + 「正常債権」)
費率 株式 本価常期己	法当不自自 業業の 職犯 医内巢務部門 贝金預預 化 的 如証利利資 下	人税等調整額 期利益 ・良債権処理額 ・	* 「BIS基準」、「国内基準」の別を記入する。 * 「Tier1」 ÷「リスクアセット」 * 「優先株式数×発行価格」 ÷「リスクアセット」 * 「優先株式数×発行適格」 ÷「Tier1」 * 「Tier2」 ÷「リスクアセット」 * 「負債性資本調達手段等」 ÷「リスクアセット」 * 「負債性資本調達手段等」 ÷「リスクアセット」 (注) Tier2の算出において、Tier1を限度に不算。分がある場合には、「負債性資本調達手段等」、 値証券含み益の45%相当額」は総額で試算する。 * 「業務純益」 +「総資産平残」 * 「業務純益」 +「後資産中残」 * 「営業経費」 + (「業務純益」 +「一般貸倒引当金純繰入額」 +「営業経費」) * 「人件費」 + (「業務純益」 +「一般貸倒引当金純繰入額」 +「営業経費」) * 「物件費」 + (「業務純益」 +「一般貸倒引当金純繰入額」 +「営業経費」) * 「物件費」 + (「業務純益」 +「一般貸倒引当金純燥入額」 +「営業経費」) * 「物件費」 + (「業務純益」 +「一般貸倒引当金純燥入額」 +「営業経費」) * 「業務和利益」 + 「店舗数」、「単位:百万円) * 「業務和利益」 + 「店舗数」、「単位:百万円) * 「業務和利益」 + 「店舗数」、「単位:百万円) * 「連邦、大店舗数」、「単位:百万円) * 「財工、大店舗数」、「単位:百万円) * 「期末、大店舗数」、「単位:百万円) * 「即本、大店舗数」、「単位:百万円) * 「即本、大店舗数」、「「期末、大店)、「期末、大店)、「期末、大店)、「期末、大店)、「期末、大店)、「期末、大店)、「期末、大店)、「期末、大店)、「期末、大店)、「利益・大品)、「利益・大品)、「

管理会計等の整備の状況

与信業務部門(信用リスク)

	粗利益・粗利益率	
管理会計	経費・経費率	
会計	期待損失	
	資本コスト	
リスク	最大損失	
リスク管理	配分資本	

市場業務部門(市場リスク)

(1)トレーディング勘定

Ŋ	VaR	
スク管理	デルタポジション	
理	配分資本	

(2)バンキング勘定

	VaR	
IJ	デルタポジション	
スク管理	マチュリティラダー	
理	等価ポジション (投資有価証券)	
	配分資本	

金融機関の営業免許等に係る登録免許税納付額報告書

自 年 月 日 至 年 月 日

財務(支)局

認 可 等 の 区 分	件 数	納付額
銀行の営業の免許		
信用金庫の事業の免許		
信託会社の営業の免許		
保険業の新規免許		
保険仲立人の登録		
金融機関の合併及び転換に関する法律に基づく合併または転換		
貸金業者の登録		
抵当証券業者の登録		
金融先物取引業の認可		
前払式証票の第三者型発行者の登録		
合 計		

⁽注)認可等の区分については、登録免許税法別表に掲げる事項のうちの金融機関に係る事項 の全てを網羅したものではないので留意すること。

金融機関に関する苦情受付票

属性	
日時	年月日() 時分で 時分〔電話・来局・文書〕
金融機関名	
申出者	
応 接 者	
苦情内容	
摘要	

金融機関に関する苦情受付件数調べ

(単位:件)

	都銀	信託	長銀	地銀	第二	信金	信組	生保	損保	その他	合 計
電話											
来局											
文書											

(注)「第二」は第二地方銀行協会加盟行

連絡箋

属性			
日時・場所	年月	日()〔 電話	・来局・その他]
照会者			応接者
照会内容			
回答案			
処 理			

応接箋

属性				
日時・場所	年 月	日()〔電話・来局・そ	の他]
照会者			応接者	
照会内容				
回答				
備考				

信用金庫台帳

(年月日現在)

(単位:百万円、%)

全 信	100円		都道府県名		(丰四,日/川八 70)
金属					
<u> </u>	王地		電話番号		
沿	革				
地	X				
特	色				
業	況		年3月期	年3月期	年3月期
		自己資本額			
		55 Tier			
		75 I E I			
		うちTier			
		繰延税金資産額			
		繰延税金資産計上年数(適用区分)			
		リスクアセット			
		ウコタオル家			
		日 <u>日</u> 日日月午10年			
		自己資本比率業務純益コア業務純益			
		コア業務純益			
		当期純利益(又は当期純損失)			
		不良債権処理額			
		業務純益ROA			
			-		
		OHR			
		有価証券含み損益			
		うちその他有価証券含み損益			
		土地含み損益			
		リスク管理債権			
		破綻先債権			
		延滞債権			
		3ヵ月以上延滞債権			
		貸出条件緩和債権			
		リスク管理債権比率			
		金融再生法開示債権比率			
		亚州市工/AI加州县准化十 西今(士建)			
		預金(末残)			
		貸出金(末残)			
		預貸率(末残)			
		総資産(末残)			
		普通出資金			
		優先出資金			
		1941年 1941年	+		
		店舗数			
		常勤役職員数			
		会員数			
その	D他	会計監査人名			
		直近当局検査実施日(検査基準日)			
#±	÷⊐	五之二四 入五大 6日			
衧	記				
事	項				

(注)経営体制・経営管理に関し、特筆すべきことがあれば、特記事項欄に記載すること。

役員名簿

					定	款上の定			現員		
金庫名				理事							
/B =::		会長	歳、理事長	監事	。 ^張 、専務理	 事	歳、常務理	 里事	歳、理事		
役職の記	定年年龄	会長 歳、監事	歳等	× /3:	X/ 1717/2		/0X/\ LD 1/J 2		加州		
役職名	常勤· 非常勤	担当	(ふりがな)	生年 月日	略歴	兼職	役員·現 年月	見職就任 月日	月額	役員	
2440 11	代表· 非代表	J	氏 名	(年齢)	~1/IE	状況	役員 満 ⁻	任期 了日	報酬	賞与	
									<u> </u>		

信用協同組合台帳

(年月日現在)

(単位:百万円、%)

組合	<u>トク</u>		都道府県	9 I	(<u>+ </u>
<u> </u>	王地		電話番号		
沿	革				
/⊔	+				
地	X				
_	_				
特	色				
NII/	<u> </u>		左 ₂ □ #□ I	<i>-</i>	/- 2 □ #□
業	況		年3月期	年3月期	年3月期
		自己資本額			
		うちTier			
		うちTier			
		繰延税金資産額			
		操延税金資産計上年数(適用区分)			
		リスクアセット			
		自己資本比率			
		日 □ 貝平 以 卒			
		美務紀 金			
		コノ業務純益			
		業務純益 コア業務純益 当期純利益(又は当期純損失)			
		个艮頂惟処埋額			
		業務純益ROA			
		OHR			
		有価証券含み損益			
		うちその他有価証券含み損益			
		土地含み損益			
		リスク管理債権			
		破綻先債権			
		延滞債権			
		型/市関性 0・ロバーズは世/手/先			
		3ヵ月以上延滞債権			
		貸出条件緩和債権			
		リスク管理債権比率			
		金融再生法開示債権比率			
		預金(末残)			
		貸出金(末残)			
		預貸率(末残)			
		総資産(末残)			
		普通出資金			
		優先出資金			
		後70山貝亚 			
		店舗数			
		常勤役職員数			
	- /··	組合員数 会計監査人名			
€0	D他	会計監算人名			
		直近当局検査実施日(検査基準日)			
特	記				
事	項				

(注)経営体制・経営管理に関し、特筆すべきことがあれば、特記事項欄に記載すること。

役員名簿

					定	款上の定	数		現員		
組合名				理事							
		会長	歳、理事長	監事	。 ^張 、専務理	事	歳、常務理	 	歳、理事		
役職の記	定年年龄	会長 歳、監事	歳等	× /3:	X/ 1717/2		/0X/\ LD 1/J 2		加州		
 役職名	常勤· 非常勤	担当	(ふりがな)	生年 月日	略歴	兼職	役員·現 年月	見職就任 月日	月額	役員	
	代表· 非代表	J	氏名	(年齢)	~u/iE	状況	役員 満 ⁻	.任期 了日	報酬	賞与	

労働金庫台帳

(年月日現在)

(単位:百万円、%)

	= /-		物学点用を	7	(单位:日万门、%)
金属			都道府県名	1	
所在	E地		電話番号		
			. = = .		
沿	革				
/1	—				
地	ᅜ				
אנו	즈				
特	色				
業	況		年3月期	年3月期	年3月期
214	,, ,	自己資本額			
		ロし具件部	+		
		うちTier			
		うちTier			
		繰延税金資産額			
		繰延税金資産計上年数(適用区分)			
		リスクアセット			
		自己資本比率			
		業務純益			
		コア業務純益			
		<u> </u>			
		当期純利益(又は当期純損失)			
		不良債権処理額			
		業務純益ROA			
		OHR			
		有価証券含み損益			
		うちその他有価証券含み損益 土地含み損益			
		土地含み損益			
		リスク管理債権			
		破綻先債権			
		延滞債権			
		3ヵ月以上延滞債権			
		貸出条件緩和債権			
		リスク管理債権比率			
		金融再生法開示債権比率			
		預金(末残)			
		貸出金(末残)			
		預貸率(末残)			
		総資産(末残)			
		施具圧(不及)			
		普通出資金			
		優先出資金			
		店舗数			
		常勤役職員数			
	- /:1	会員数			
その)他	会計監査人名			
		直近当局検査実施日(検査基準日)			
t 生	訲		.		
付	記				
事	項				

(注)経営体制・経営管理に関し、特筆すべきことがあれば、特記事項欄に記載すること。

役員名簿

					定	款上の定	<u></u> .数	現員		
金庫名				理事						
				監事						
役職の気	定年年齢	会長 歳、監事	歳、理事も歳 策	長	^{灵、} 専務理	事	歳、常務理	里事	歳、理事	
役職名	常勤· 非常勤	担当	(ふりがな)	生年月日	略歴	兼職	役員·現 年月	見職就任 月日	月額	役員
	代表· 非代表	J	氏 名	(年齢)	*1/IE	状況	役員 満	任期 了日	栖 録	賞与

信用保証協会台帳

方公共団体名											
用保証協会名	1	言用保	証協会					(年	月	日)
在 地											
勤役職員数	名	役	員	理事		名((名)	監事	名(名)
務 所 数	ケ所	定款	炊定数	理事		名((名)	監事	名(名)
			月月	日日							
役職名 (非)			年龄	報 年	酬 額		略歴((学歴・耶	餓歴・信	E期等))
					千	円					
基準日	前回	年	年	日・	主担		前々回	年	年	日	・主担
資 査 定			千円 千円	分		Ď				分	類率 . %
保証債 務見返			千円 千円	分		, 0				分	類率 . %
				· ·					<u> </u>		
示 達 事 項											
	勤 務 設 (事 (す) を	田保証協会名 (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)	Ration	R(証協会名 信用保証協会 信用保証協会 在 地	R	THR証協会名 信用保証協会	信用保証協会名 信用保証協会 信用保証協会名 在 地 地 地 地 地 地 地 地 地	TRAITING	TRAITING 会名	日保証協会名 信用保証協会 信息 音音 音音 音音 音音 音音 音音 音音	田保証協会名 信用保証協会 (年 月 日 在 地

⁽注)役員については、常務以上の全役員及び常勤理事・監事について記載し、必要に応じて別紙を添付する。「役員」、「定款定数」欄の() は常勤数。

信用	保証協	会名			信用係	に	会									(単位:	百万	5円)
	年度	保証	I債務	求	償 権		限経過 証債務		基本財産	全		庁等 .ん金		融機関 負担金		収支変動		
業																		
, ,	年度	保	証料		険 金 領 額	損補	失 償 金		経常収差を	支頭		常外	当 差	期収支			I倍 ² E款)
況																(倍) 倍)
																(倍)
経		運用	 資産		年度		年度		年度		払準備	描 率		年度		年度		年度
		平均	利回	()	()	()		平列		()	()	()
諸	- 内		(a)	()	()	()	収	支	率	()	()	()
率	内は全国平均	料率	平均 【(b)	()	()	()	代弁		位 率	()	()	()
%	均	差 (b)	率 - (a)	()	()	()	□	ЦΣ	率	()	()	()
		固定	比率	()	()	()				()	()	()
主要事	許政 項																	
特	色等																	

参考資料

【資料1】中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の各項目の改訂状況

【資料2】 - 2 監督指針策定の趣旨 関係

リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム

【資料3】 -1 経営管理 関係

「内部管理体制の評価のための原則」(「銀行組織における内部管理体制のフレームワーク抜粋)

- 【資料4】 -1-3 検査部局等との連携 関係
 - ・預金保険法第50条第1項関連チェック項目
 - ・預金保険法第55条の2第4項及び第58条の3第1項 関連チェック項目
- 【資料5】 -1-8 法令解釈等の照会を受けた場合の対応

金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の各項目の改訂状況

項目	改訂の状況
甘木竹老ささ	
基本的考え方 - 1 金融監督に関する基本的考え方	
- 2 監督指針策定の趣旨	
銀行監督上の評価項目	
- 1 経営管理	
- 2 財務の健全性等	
- 2 - 1 自己資本(早期是正措置) - 2 - 2 早期警戒制度	
- 2 - 3 収益性	
- 2 - 4 信用リスク	
- 2 - 5 市場リスク	
- 3 業務の適切性	
- 3 - 1 法令等遵守	
- 3 - 1 - 1 不祥事件等に対する監督上の対応 - 3 - 1 - 2 資本の額の増加の届出の手続等	
- 3 - 1 - 3 本人確認、疑わしい取引の届出	
- 3 - 1 - 4 その他	
- 3 - 2 事務リスク	
- 3 - 3 システムリスク	
- 3 - 4 顧客保護等 - 1 - 3 - 4 顧客保護等 - 1 - 3 - 4 顧客保護等 - 1 - 3 - 4 - 1	
	8
機能	E i
- 3 - 4 - 2 顧客の誤認防止等	
- 3 - 4 - 3 顧客情報管理	
- 3 - 4 - 4 預金口座の不正利用防止	
- 3 - 4 - 5 銀行の事務の外部委託	
- 3 - 4 - 6 その他 - 3 - 5 危機管理体制	
- 4 地域貢献	
- 5 中小企業金融の再生の促進	
- 6 その他	
銀行監督に係る事務処理上の留意点	
-1 <u>一般的な事務処理</u> 	
- 1 - 1 監督事務の流れ	
- 1 - 1 - 1 一般的な監督事務の流れ	
- 1 - 1 - 2 主なオフサイトモニタリングの年間スケジュール	
- 1 - 2 監督部局間における連携	
- 1 - 3 検査部局等との連携	
- 1 - 4 管轄財務局長権限の一部の管轄財務事務所長への内部委任	
- 1 - 7 - 3 - 1 に関する日間・情報提供等 - 1 - 7 - 1 苦情等を受けた場合の対応	
11-7-2 貸し渋り・貸し剥がしホットラインで受け付けた情報	1
┃	
- 1 - 7 - 3 円に関するとはおります。	利
┃ ┃	
- 1 - 8 法令解釈等の照会を受けた場合の対応	

		改訂の状況
	- 1 - 8 - 1 照会を受ける内容の範囲	PART TO INTO
	- 1 - 8 - 2 照会に対する回答方法	
	- 1 - 8 - 3 法令適用事前確認手続(ノーアクションレター制度)	
- 2 銀行法等	こ係る事務処理	
- 2 - 1	職員の派出の取扱い	
- 2 - 2	「その他付随業務」の取扱い	
- 2 - 3	預金等の取扱い	
- 2 - 4	大口信用供与	
- 2 - 5	アームズ・レングス・ルール	
- 2 - 6	自己資本比率の計算	
- 2 - 7	子会社等	
- 2 - 8	議決権の取得制限	
	説明書類の作成・縦覧等	
- 2 - 10	法第26条に基づ〈業務改善命令の履行状況の報告義務の解除	
- 2 - 11		
	銀行主要株主	
	予備審査	
	産業活力再生特別措置法に関する金融機関の留意事項	
	預金保険法に関する留意事項	
- 3 行政指導等	等を行う際の留意点等	
協同組織金融機	•	
	金融機関における共通事項	
	及び信用金庫連合会関係	
	組合及び信用協同組合連合会関係	
	及び労働金庫連合会関係	
信用保証協会関	係	

(注1)「改訂の状況」欄 …新規、…一部改訂、…現行維持

リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム

ー中小·地域金融機関の不良債権問題の解決に向けた

中小企業金融の再生と持続可能性(サステナビリティー)の確保ー

「金融再生プログラム」(平成14年10月)及び「金融再生プログラム作業工程表」(同11月)において、中小・地域金融機関(地方銀行、第二地方銀行、信用金庫及び信用組合)の不良債権処理については、同プログラムが対象とした主要行とは異なる特性を有する「リレーションシップバンキング」のあり方を、金融審議会で多面的な尺度から検討の上、年度内を目途にアクションプログラムを策定することとしたところである。

これを受けた金融審議会金融分科会第二部会報告「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」(平成15年3月27日)では、 リレーションシップバンキングの意義と有効性、 わが国のリレーションシップバンキングの現状、 リレーションシップバンキングの機能強化の必要性と基本的考え方、 リレーションシップバンキングの機能強化に向けた具体的な取組み、について検討を行い、「平成16年度までの2年間を地域金融に関する『集中改善期間』とした上で、それぞれの中小・地域金融機関が本報告書の提言に沿ってリレーションシップバンキングの機能を強化し、中小企業の再生と地域経済の活性化を図るための各種の取組みを進めることによって、不良債権問題も同時に解決していくことが適当と考えられる。」としている。

上記報告の提言を踏まえ、金融庁として、平成16年度までの「集中改善期間」中に各金融機関及び行政が取り組むべき、中小企業金融の再生に向けた取組み、各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み、アクションプログラムの推進体制からなる「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を下記のとおり取りまとめる。

- . 中小企業金融の再生に向けた取組み
- 1. 創業・新事業支援機能等の強化
 - (1) 各金融機関に対し、業種別担当者の配置等融資審査態勢の強化を図るための具体的な取組みを要請する。
 - (2) 各業界団体に対し、企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした 研修プログラム(「目利き研修」)を、平成15年度及び16年度に集中的に実施するよう要請す る。
 - (3) 中小企業の技術開発や新事業の展開を支援するため、各金融機関に対し、中小企業が有する知的財産権・技術の評価や優良案件の発掘等に関し、産学官とのネットワークの構築・活用や日本政策投資銀行との連携を図るよう要請する。

特に、経済産業省の「産業クラスター計画」を支援するため、関係金融機関に対し、関係者の交流連携の場を提供し、有望な研究開発型企業と優良案件の発掘に資するよう地域毎に「産業クラスターサポート金融会議」を立ち上げるよう要請する。

- (4) 地域におけるベンチャー企業の育成を支援するため、各金融機関に対し、ベンチャー企業 向け業務について、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等との情報 共有、協調投融資等連携強化を図るよう要請する。
- (5) 地域の中小企業の創業・経営革新を支援するため、各金融機関に対し、各地域に設置されている中小企業支援センターの活用について検討するよう要請する。
- 2.取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化
 - (1) 中小企業に対するコンサルティング機能、情報提供機能の強化を図るため、各金融機関及び各業界団体に対し、経営情報やビジネス・マッチング情報を提供する仕組みの整備を要請する。
 - (2) コンサルティング業務、M&A 業務等の取引先企業への支援業務が、どのような場合に銀

行法等における付随業務に該当するかについての具体的な考え方等を、平成15年6月末までに整理のうえ公表する。

- (3) 要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生の防止のための体制整備については一定の成果が見られるところであるが、各金融機関に対し、そうした取組みを一層強化するとともに、平成15年度の実績(体制整備状況、経営改善支援取組み先数、経営改善による債務者区分のランクアップ先数等)から公表(銀行については平成15年9月期から公表)するよう要請する。
- (4) 各業界団体に対し、各金融機関における中小企業支援スキルの向上を目的とした研修プログラムを、平成15年度及び16年度に集中的に実施するよう要請する。
- (5) 各金融機関に対し、中小企業等の財務・経営管理能力向上を支援する「地域金融人材育成システム開発プログラム」等について協力を要請する。

3.早期事業再生に向けた積極的取組み

(1) 各金融機関に対し、適切な再建計画を前提とし、取引先企業のモラルハザードを防止しつつ、プリパッケージ型事業再生(民事再生法等の活用)及び私的整理ガイドラインを積極的に活用する等、中小企業の過剰債務構造を解消し迅速再生を図るための取組みを要請する。

なお、取引先企業に対し、「早期事業再生ガイドライン」の趣旨を踏まえ、事業再生への早期着手を期待する。

- (2) 各金融機関に対し、政府系金融機関、地方公共団体等との連携を図りつつ、地域の中小企業を対象とした企業再生ファンドの組成について検討するよう要請する。
- (3) 各金融機関に対し、企業再生に当たって、デット・エクイティ・スワップ(DES)、DIP ファイナンス等の手法の積極的な活用を要請する。
- (4) 中小企業の再生を支援するため、各金融機関に対し、「中小企業再生型信託スキーム」等 RCC の信託機能を積極的に活用するよう要請する。なお、当該スキーム等の活用について は、2.(3)の健全債権化に向けた取組みの一環として取り扱うものとする。

- (5) 産業再生機構が対象とする案件は地域や規模の大小を問わないことを踏まえ、各金融機関に対し、産業再生機構の活用について検討を要請する。
- (6) 中小企業の再生に関しては、当該企業と金融機関の作成する再生計画の内容が合理的であり、関係者の合意が得られるものについて、関係者の再生支援に向けた積極的な取組みが求められる。こうした観点から、中小企業再生支援協議会については、広〈中小企業専門家の協力を得つつ、政府系金融機関と民間金融機関の効果的な連携や再生計画作成のための支援人材確保などを進めることとしており、各金融機関に対し、こうした取組みへの協力とその機能の積極的な活用を図ることを要請する。
- (7) 各業界団体に対し、企業再生支援に関する人材(ターンアラウンド・スペシャリスト)の育成 を目的とした研修プログラムを、平成15年度及び16年度に集中的に実施するよう要請する。

4.新しい中小企業金融への取組みの強化

(1) 事業からのキャッシュフローを重視し、担保・保証に過度に依存しない融資の促進を図る 観点から、各金融機関に対し、ローンレビューの徹底、財務制限条項やスコアリングモデルの 活用等の取組みを要請する。

また、各金融機関に対し、第三者保証の利用に当たっては過度なものとならないよう要請する。

(2) 金融庁に専門家からなる研究会を設け、担保・保証に過度に依存しない新たな中小企業金融に向けて、財務制限条項の活用及び技術力、競争力のある地域に密着した中小企業に関する「擬似エクイティ部分の優先株式への転換」等に関し、法制上、会計上の視点等から具体的に検討する。

モデル取引事例に関する基本的考え方を平成15年8月を目途に作成・公表し、そのうえで 各業界団体に対し、その具体化に向けた実務レベルの検討を要請する。

- (3) 中小企業の資金調達の多様化を図るため、各金融機関及び政府系金融機関等に対し、証券化等に関する積極的な取組みを要請する。
- (4) 中小企業庁において「中小企業の会計に関する研究会報告書」(平成14年6月)が取りま

とめられていること等を踏まえ、各金融機関に対し、財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備に向けた取組みを期待する。

- (5) 各金融機関に対し、信用リスクデータベースの整備・充実及びその活用(審査業務の高度 化、適正貸出金利の設定、ポートフォリオの適正化等)に向けた積極的な取組みを要請する。
- (6) 地域集中リスクの軽減を図る観点から、協同組織中央機関に対し、個別金融機関のリスク を調整・吸収するための仕組みの検討を要請する。

5.顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化

- (1) 銀行法等に義務付けられた、貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への 説明態勢の整備に対する監督のあり方を平成15年6月末までに事務ガイドラインに明示す る。
- (2) 貸し渋り・貸し剥がしホットラインにより金融当局に寄せられた情報や、各金融機関等に寄せられた苦情・相談等に関し意見交換を行うため、都道府県毎に金融当局、中小・地域金融機関及び関係業界団体から構成される「地域金融円滑化会議」を新たに設置し、平成15年度から四半期毎に開催する。
- (3) 各金融機関に対し、相談・苦情処理体制の強化に努めるよう要請する。また、関係業界団体に対し、各金融機関に対する研修の充実、苦情等実例の分析・還元、対応・処理状況に関する定期的な公表に積極的に努めることにより各金融機関の体制の強化を積極的に支援するよう要請する。

6. 進捗状況の公表

各金融機関等が実施する上記施策の進捗状況について、各金融機関が半期毎に公表するとともに、各業界団体においてこれを取りまとめ公表するよう要請する。

各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み

1. 資産査定、信用リスク管理の厳格化

(1) 各金融機関の資産査定の厳格化及び適切な償却·引当を確保する観点から、当局として 以下の対応を行う。

当局としては、正当な理由がないにもかかわらず自己査定と検査結果の格差が是正されない場合には、銀行法第26条に基づき業務改善を求めることとしており、改めて、各金融機関に対し、適切な自己査定及び償却・引当を行うよう要請する。

各金融機関に対し、担保評価方法の合理性、処分実績からみた評価精度について厳正 な検証を行うよう要請する。

協同組織金融機関に対し、平成15年度から金融再生法開示債権の保全状況を開示するよう要請する。

(2) 早期警戒制度に、各金融機関の大口与信等に係る「信用リスク改善措置」を新たに導入することとし、平成15年6月末までに事務ガイドラインを改正する。

2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上

- (1) 各金融機関の収益管理態勢の整備状況について、業務再構築ヒアリング、決算ヒアリング 等で重点的にモニタリングする。
- (2) 地域において必要なリスクテイクを行いつつ、それに見合った金利設定を行っていくための体制整備を図るため、各金融機関に対し、信用リスクデータの蓄積、債務者区分と整合的な内部格付制度の構築、金利設定のための内部基準の整備等に積極的に取り組むよう要請し、その進捗状況をオフサイトモニタリング等でフォローアップする。
- (3) 金融機関の経営の合理化を促進するため、顧客保護等適切な運営に十分配慮しつつ、各金融機関が行う事務のアウトソーシング、リストラ等により生じた余剰資産の有効活用等について取扱いを平成15年6月末までに明確化するとともに、システム関連等の従属業務を営む子会社の共同設立等について検討を行う。

3. ガバナンスの強化

(1) 株式非公開銀行に対し、株式公開銀行と同様の開示(タイムリーディスクロージャーを含

- む)のための体制を平成15年度中に整備し、平成16年度から実施するよう要請する。
- (2) 協同組織金融機関におけるガバナンスの向上を図る観点から以下の対応を行う。

各金融機関に対し、平成15年度から半期開示の実施を要請する。

監査機能の強化を図るため、外部監査の実施対象の拡大等について検討する。

総代会の機能を強化するため、総代の選考基準や選考手続きの透明化、会員・組合員の 意見を反映させる仕組み等について、各業界団体に対し、平成15年度中の検討を要請す るとともに、各金融機関に対し、平成16年度中の実施を要請する。

中央機関に対し、個別金融機関に対する経営モニタリング、経営相談·指導機能の充実を 図るよう要請する。

(3) 経営トップによる過度なワンマン経営等を抑止し、健全なコーポレートガバナンスを維持する観点から、各金融機関の経営(マネジメント)の質についてモニタリングを強化する。

その評価方法等については、7.(1)の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に おいて整備する。

4. 地域貢献に関する情報開示等

- (1) 各業界団体に対し、地域貢献に関するディスクロージャーのあり方について早急に検討を 行い、その結果を公表するよう要請する。また、各金融機関に対し、同検討結果を踏まえ、地 域貢献に関する情報開示を平成15年度中に行うよう要請する。
- (2) 中小・地域金融機関の利用者に対する情報提供の充実を図るため、各金融機関が公表した財務上の主要な諸指標を取りまとめ、一覧性のある形で金融庁のホームページに平成15年度中に公表する。
- (3) 中小・地域金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査を平成15年度から実施する。その結果を公表し金融機関全体の利用者利便の向上を促すとともに、同時に行政においても活用する。

5. 法令等遵守(コンプライアンス)

行員による横領事件等、金融機関と顧客等とのリレーションシップに基づ〈信頼関係を阻害するおそれがある問題の発生を防止する観点から、不祥事件等に関するコンプライアンス態勢について、業務改善命令等の監督上の措置を厳正に運用する。

6.地域の金融システムの安定性確保

- (1) システミックリスクが発生するおそれが生じた場合には、金融再生プログラムにおける「特別支援」の枠組みを即時適用し、金融システムの安定性に万全を期す。
- (2) 協同組織金融機関の地域集中リスクを軽減し、健全性の確保に万全を期すため、中央機関に対し、資本増強制度の活用等、個別金融機関の経営基盤強化に向けた取組みを一層強化するよう要請する。また、中央機関に対し、流動性の面で問題が生じた場合には、政府・日銀との連携の下、最大限の努力を行うよう要請する。
- (3) 公的資本増強行については、監督上の措置、政府が保有する優先株の普通株への転換等に関する運用ガイドラインを、今後公表される主要行のガイドラインの考え方に沿って、平成15年6月末までに整備する。

7. 監督、検査体制

(1) 各金融機関の資産、自己資本、収益力、流動性リスク、市場リスク等従来の早期是正措置及び早期警戒制度が視野に入れていた領域に加え、コーポレートガバナンスや経営の質、地域貢献が収益力・財務の健全性に与える影響等の観点も取り入れた、より多面的な評価に基づく総合的な監督体系を確立し、業務改善命令も含め監督上の対応を的確に行うこととする。

このため、平成15年度中を目途に、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を策定するとともに、ルールの明確化を図る。

(2) 検査に際して、債務者である中小企業の実情に即したきめ細かな実態把握に一層努める。 このため、検査マニュアル別冊(中小企業融資編)の内容を検査官に改めて徹底するとともに、 金融機関のみならず債務者である中小企業等にも引き続き周知徹底に努め、広くその浸透 を図る。また、当該別冊の定着状況等をモニタリングし、その内容が中小企業の実態により即 したものとなるよう改訂する。

アクションプログラムの推進体制

- 1. 本アクションプログラムに基づき、平成16年度までの「集中改善期間」内に、リレーションシップバンキングの機能強化を確実に図るため、各金融機関に対し、銀行法第24条に基づき、平成15年8月末までに「リレーションシップバンキングの機能強化計画(計画期間15~16年度)」について報告を求めるとともに、以後、半期毎に同計画の実施状況についてフォローアップを行うものとする。また、当該フォローアップの結果を踏まえ、必要に応じ、監督上の対応を行うものとする。
- 2. 平成16年度までの「集中改善期間」において、上記施策の進捗状況及び金融機関の取組み 実績を半期毎に取りまとめ、公表する。また、必要に応じ金融審議会にも報告する。
- 3. 以上のフォローアップ等を着実に実施するため、金融庁において体制整備を行う。

(出典:日本銀行ホームページ 日本銀行仮訳)

「銀行組織における内部管理体制のフレームワーク」 抜粋 バーゼル銀行監督委員会(1998 年 9 月)

内部管理体制の評価のための原則

A.経営陣による監視と管理重視の企業風土

原則 1:

取締役会は、銀行の全体の企業戦略および重要な方針を承認し、定期的に見直すこと、銀行が負っている主要なリスクを理解し、これらのリスクにつき受容できるレベルを設定すること、また上級管理職にこれらのリスクを識別、測定、モニタリング、コントロールするのに必要な手順を踏ませるようにすること、組織構造を承認すること、上級管理職による内部管理体制の有効性についてのモニタリングが確実に行われるようにすること、に関する責任を担うべきである。取締役会は、適切かつ有効な内部管理体制が構築され、維持されることを確実なものとする最終的な責任を負っている。

原則 2:

上級管理職は、 取締役会により承認された戦略および方針を実行すること、 銀行に生じるリスクを識別、測定、モニタリング、およびコントロールするプロセスを構築すること、 責任、権限、および報告の関係が明確に割り当てられた組織構造を維持すること、 委譲された権限が有効に機能していることを確実なものとすること、 適切な内部管理方針を定めること、および 内部管理体制の妥当性および有効性をモニタリングすること、に関する責任を担うべきである。

原則 3:

取締役会と上級管理職は、高い職業倫理観を涵養し、あらゆる職階における職員に対して内部管理の重要性を強調・明示する風土を組織内に醸成する

責任がある。銀行組織のすべての職員は、内部管理プロセスにおける自らの 役割を理解し、そのプロセスに十分に関与する必要がある。

B.リスクの認識および評価

原則 4:

有効な内部管理体制を構築するには、銀行の目的を達成する上で悪影響を与え得る重大なリスクが認識され、継続的に評価されることが必要である。この評価は、銀行および連結ベースでの銀行グループ全体が直面しているリスク(すなわち、信用リスク、カントリー・リスク、トランスファー・リスク、マーケット・リスク、金利リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク、法務リスク、およびレピュテーショナル・リスクに関連するもの)をすべてカバーすべきである。内部管理は、新規ないしは以前にコントロールされていなかったいかなるリスクにも適切に対応するように、改訂される必要があろう。

C:管理業務と職責の分離

原則 5:

管理業務は、銀行の日常業務の中で必要不可欠な部分となっていなければならない。有効な内部管理体制の構築には、各業務段階における管理業務が明確に示され、適切な管理体制が築かれていることが必要である。これらには、トップレベルにおける見直し、部、課ごとの適切な業務管理、実物管理、エクスポージャー・リミットの遵守状況のチェックとそれが遵守されていない場合のフォロー・アップ、認可・了承の体制、検証・突合の体制が含まれるべきである。

原則 6:

有効な内部管理体制の構築には、職責の分離が適切になされ、職員が利益

相反する職務に従事することのないようにする必要がある。利益相反が生じ得る領域は、識別され、最小限に止められたうえ、注意深くかつ業務から独立したモニタリングの対象とされるべきである。

D.情報とコミュニケーション

原則 7:

有効な内部管理体制の構築には、適切かつ包括的な財務、事務、コンプライアンスに関する内部データや、意思決定のために関連する事象および状況に関して外部の市場情報の装備が行われることが必要である。情報は、信頼でき、タイムリーであり、手に入れ易いものでなければならず、かつ一貫したフォーマットで提供されるべきである。

原則 8:

有効な内部管理体制の構築には、銀行のすべての重要な業務をカバーし、 信頼度が高い情報システムが装備されている必要がある。これらのシステム は、電子形式でデータを保存・利用するものも含め、安全に管理され、業務 から独立してモニタリングされ、さらに適切なコンティンジェンシー対応に より支援されなければならない。

原則 9:

有効な内部管理体制の構築には、自らの義務や責任に影響を与える方針および手続きをすべての職員が理解し、厳守すること、その他の関係のある情報が然るべき職員に行き届くこと、が確実になるようなコミュニケーションの有効な経路が必要である。

<u>E . モニタリング業務と問題点の是正</u>

原則 10:

銀行の内部管理の総合的な有効性は、継続的にモニタリングされるべきである。主要なリスクのモニタリングは、業務ラインおよび内部監査部署によ

る定期的な評価と同様に、銀行の日々の業務の一部として行われるべきである。

原則 11:

業務上独立し、適切に訓練された能力のある職員により、内部管理体制に関する有効かつ包括的な内部監査が行われるべきである。内部監査部署は、内部管理体制の一環であるモニタリングの一部として、取締役会、監査委員会、および上級管理職に対して直接報告すべきである。

原則 12:

内部管理上の欠陥は、業務ライン、内部監査部署、または他の管理職員のいずれに発見されようと、適時に然るべき経営レベルに報告され、直ちに対応措置が講じられるべきである。重大な内部管理上の欠陥は、上級管理職および取締役会に報告されるべきである。

F.監督当局による内部管理体制の評価

原則 13:

監督当局は、規模に拘らずすべての銀行に対し、そのオンおよびオフバランスシートの業務に内在する性質、複雑さ、リスクと整合的で、銀行を取り巻く環境や条件の変化に対応できる有効な内部管理体制を持つよう要求すべきである。監督当局が銀行の内部管理体制が当該行の個別リスク・プロファイルに対して適切でない、もしくは有効でないと判断した場合(例えば、本稿に示されたすべての原則をカバーしていない場合)、監督当局は、適切な措置をとるべきである。

預金保険法第50条第1項関連チェック項目

預金保険料計算の検証

項目	チェック内容	例示
保険料計算書 (同付属明細書)	(1)保険料計算の基となる預金等が正確に計上されているか。 二重計上 計上もれ	・総勘定元帳(又は日計表)
	(2)除かれる預金等が正確に計上されているか。 対象外預金の計上 計上もれ (3)関係書類は適切に保管されているか。	・営業店等からの報告書等

問題点の発生要因分析

項目	チェック内容	例示
1.経営陣の認識	(1)経営陣は、保険料納付が適切に行われるための方策を講じているか。	・対応状況
	(2)経営陣は、保険料が適正に納付されるよう報告をさせ、確認しているか。	・報告書類
2.体制の整備	(1)保険料納付のための適切な体制が整備されているか。	・関係部署・人員・関係職員の理解度
	(2)保険料計算にあたり、チェック方法の確立など、牽制機能が有効に働いているか。	・チェック体制
3.内部監査等の状況	(1)内部監査等の項目に法第50条第1項が対象となっているか。	・監査項目
	(2)内部監査等の実施状況 ・計画的に、適正な頻度で実施されているか。 ・改善状況について確認しているか。	・年間計画・実施状況・改善状況

(注)検査の項目は、「 預金保険料計算の検証」過程において、重大なミスや多額の誤謬などが認められた場合に、 必要に応じて「 問題点の発生要因分析」をチェックする。

法第55条の2第4項及び第58条の3第1項関連チェック項目

項目	チェック内容	例示
経営陣の認識·関与	1.経営陣が法第 55 条の 2 第 4 項及び法第 58 条の 3 第 1 項の	・対応状況
	趣旨を理解し、法令遵守のための対応がとられているか。 2.経営陣は、法第55条の2第4項について、常に正確なデータを速やかに提出できる対応がとられるための方策を講じているか。	・経営陣への報告、的確な対応 ・関係部署 ・関係職員の理解度 ・緊急時(保険事故発生時)の対応・関与
管理体制	1.法第 55 条の 2 第 4 項及び法第 58 条の 3 第 1 項遵守のため に適切な管理体制がとられているか。	・「機構指定フォーマット」が整備できる体制となっているか ・既存データの管理体制 ・新規データの管理体制 ・システムの管理体制 ・緊急時の体制
システムの整備	1.法第55条の2第4項遵守のために「機構指定フォーマット」どおりの仕様となっているか。 また、14年12月11日付法改正で新たに追加された特定決済債務ファイル(以下「特定決済債務ファイル」という。)に関する機構指定フォーマットを理解しているか。	・システム要件の設定 ・磁気テープ(又はフロッピーディスク)の迅速な作成 ・新商品に対する対応 ・コンピュータシステム入替え等に対する対応
	2.法第58条の3第1項遵守のために、預金保険機構が緊急時 (保険事故発生時)に金融機関に還元するデータ(以下「機構還 元データ」という。)に関するフォーマットを理解しているか。	・システム要件の設定
	3.特定決済債務ファイルの整備の進捗状況はどうか。 また、法第58条の3第1項遵守のためのシステム開発の進捗 状況はどうか。	・計画に比べた進捗状況、遅れている理由
	4.特定決済債務ファイルの整備の進捗状況について、経営陣に 報告し、的確な指示を受けているか。 また、法第58条の3第1項遵守のためのシステム開発の進捗 状況について、経営陣に報告し、的確な指示を受けているか。	·問題や遅延の経営陣への報告、的確な対応 ·委託先における問題や遅延の経営陣への報告、 的確な対応
データの整備	1.法第55条の2第4項遵守のために「機構指定フォーマット」用名寄せデータの正確性は確保されているか。また、特定決済債務を把握しているか。	・名寄せデータ ・「1 預金者」の据え方 ・収集すべきデータ、システムに登録すべきデータ ・個人・法人コードの設定 ・連名預金区分 ・新規顧客の登録 ・住所、氏名等の変更に伴う修正登録 ・データ整備不能先の適切な管理
.手順書・マニュアルの 整備	1.法第55条の2第4項遵守のために保険事故発生から磁気テープ(又はフロッピーディスク)を預金保険機構に提出するまでの作業についての手順書・マニュアル整備の内容は適正か。	・内容・役割分担、責任の所在・システム変更の場合の対応・委託先との対応・訓練
	2.特定決済債務ファイルを速やかに作成するための手順書・マニュアル整備の進捗状況はどうか。また、その内容は適正か。また、法第58条の3第1項遵守のために機構還元データをシステムに反映するまでの作業について、手順書・マニュアル整備の進捗状況はどうか。また、その内容は適正か。	·内容 ·役割分担、責任の所在 ·委託先との対応 ·特定決済債務額の確定及びファイルへの入力·検 証のための運用手順
内部監査等の状況	1.内部監査の項目に法第 55 条の 2 第 4 項及び法第 58 条の 3 第 1 項が対象となっているか。	·監査項目
	2.内部監査の実施状況	・本部・支店年間計画 ・実施状況 ・改善状況

金 融 庁

金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則

平成 13 年 3 月 27 日の閣議決定(行政機関による法令適用事前確認手続の導入について)においては、「IT・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野について、民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかについての予見可能性を高めるため、当該行為について特定の法令の規定との関係を事前に照会できるようにするとともに、行政の公正性を確保し、透明性の向上を図るため、当該照会内容と行政機関の回答を公表することとする」とされ、このため、「上記の分野に関し、民間企業等が、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する手続の指針」が定められたところである。

金融庁は、この閣議決定を踏まえ、当該手続を本年7月16日より実施することとし、下記のとおり細則を定めたところである。

記

1. 対象

(1) 対象法令(条項)の範囲

金融庁における本手続の対象となる法令(条項)は、金融庁が所管する法律及びこれに基づ〈政府令の条項のうち次のいずれかであって、平成13年3月27日の閣議決定(行政機関による法令適用事前確認手続の導入について)における、「民間企業等が、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する」との趣旨に該当するものとする。

当該条項が申請(行政手続法(平成5年11月12日法律第88号)第2条第3号にいう申請をいう。)に対する処分の根拠を定めるものであって、当該条項に違反する行為が罰則の対象となる場合

当該条項が届出等行政機関に対し一定の事項を通知する行為の根拠を定めるものであって、当該条項に違反する行為が罰則の対象となる場合

当該条項が不利益処分(行政手続法第2条第4号に定める不利益処分をいう。)の根拠を定めるものである場合

(2) 対象となる法律の公表

本手続の対象となる法律を担当する課室については、一覧表を作成し、金融庁のホーム

ページにおいて公表することとする。なお、当該一覧表については、法律改正等の事情変更があった場合には、これを随時見直すこととする。

2. 照会

(1) 照会窓口

照会窓口は、照会案件に係る法令を所管する金融庁の担当課室とし、財務(支)局・沖縄総合事務局所管の金融機関は、財務局等に照会する。財務局等は、照会を受けた場合には、照会事案に係る法令を所管する担当課室に対し、照会書面を 3 日以内にファックス等により送付する。

(2) 照会者の範囲

照会者は、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、上記1.の対象法令(条項)の適用に係る照会を行う者及び当該者から依頼を受けた弁護士等であって、下記(3)の記載要領を満たした照会書面を提出し、かつ、照会者名、照会内容及び回答内容が公表されることに同意している者とする。

(注) 照会者が法人(及び業界団体)である場合には、役員名で行うことを原則とし、弁護士等である場合には委任状(照会者が法人である場合には役員名によるもの)の提出を求めることとする。なお、法人と弁護士等との連名による照会も可能とし、この場合には、委任状の提出は要しないこととする。

弁護士等とは、弁護士、公認会計士等、照会事項につき高い専門的知見を有する 者とする。

(3) 照会書面の記載要領

照会書面(電子的方法を含む。)は、下記の要件を満たしているものでなければならない。 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実が記載されていること。

上記1.(2)に基づき金融庁がホームページにおいて公表した法律及びこれに基づ〈政府令の条項のうち、適用対象となるかどうかを確認したい法令の条項が特定されていること。

照会者名並びに照会及び回答内容が公表されることに同意していることが記載されていること。

上記 において特定した法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠が明確に記述されていること。

(4) 照会書面の補正及び追加書面の提出

金融庁は、照会書面の記載内容が不十分な場合、照会者の本人確認をする場合等、必要な限度において照会者に対し、照会書面の補正、追加書面の提出等所要の対応を求

めることができる。

(5) 照会書面の名宛人

照会書面における名宛人は、照会案件に係る法令を所管する担当課室の長とする。

3.回答

(1) 回答期間

上記2.の照会を受けた課室の長は、照会者からの照会書面が照会窓口に到達してから原則として30日以内に照会者に対する回答を行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、各々の定める期間を回答期間とする。

高度な金融技術等に係る照会で慎重な判断を要する場合 原則 60 日以内 担当部局の事務処理能力を超える多数の照会により業務に著しい支障が生じるおそれがある場合 30 日を超える合理的な期間内

他府省との共管法令に係る照会の場合 原則 60 日以内

上記2.(4)により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、回答期間に算入しないものとする。

30 日以内に回答を行わない場合には、照会者に対して、その理由及び回答時期の見通しを通知することとする。

(2) 回答書面の名義人

回答書面の名義人は、照会案件に係る法令を所管する担当課室の長とする。

(3) 回答の方式

照会に対する回答は、書面により行うものとする。ただし、照会者が口頭で回答すること に同意する場合には、この限りでない。

回答に当たっては、当該事実が照会に係る法令の適用の対象となるか否かに関する見解及び根拠を明示するほか、以下のような注を付することとする。

「(注)本回答は、照会対象法令(条項)を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令(条項)との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもある。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束しうるものではない。」

(4) 回答を行わない事案

課室の長は、以下に掲げる要件に該当する照会に対しては、回答を行わないことができる。この場合において、課室の長は、照会者に対し、遅滞なく、回答を行わない旨及びその

理由を通知することとする。

判断の基礎となる事実関係に関する情報が不明確である又は不足している照会 民間における自主ルール、取り決めに関する照会

申出に係る領域で近々法令改正が予定されている照会

既に公表されている告示等により法令適用についての考え方が明らかな事案に係る照 会

既に金融庁のホームページにおいて回答が公表されている照会と同種類似の照会 照会者について、法令を執行するための調査等が行われている事案、又は現に法令 の執行が行われている事案に係る照会

類似の事案が争訟(訴訟、行政不服審査法に基づ〈不服申立て及びその他の法令に基づ〈不服申立て)の対象となっている照会

(5) 照会の取下げ

課室の長は、回答を行うまでの間に照会者から照会の取下げの申出があった場合には、 上記3.(1)ないし(3)の規定にかかわらず、当該申出に係る照会に対する回答を行わないも のとする。この場合において、下記4.の規定は適用しない。

4. 照会及び回答についての公開の方法

照会者名並びに照会及び回答の内容は、原則として 30 日以内に全て金融庁ホームページに掲載して公開する。

ただし、照会者が、照会書に、回答から 30 日を超えて公開を希望する理由及び公開可能とする時期を付記している場合であって、その理由が合理的であると認められるときは、回答から 30 日を超えてから公開することができる。この場合においては、必ずしも照会者の希望する時期まで公開を延期するものではなく、公開を延期する理由が消滅した場合には、公開する旨を照会者に通知した上で、公開することができる。また、照会及び回答内容のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号)に定める不開示事由に該当しうる情報が含まれている場合、必要に応じ、これを除いて公表することができる。

5.実施時期

平成 13 年 7 月 16 日より実施する。

(改正)

- · 平成 15 年 7 月 4 日 上記 4 . 改正、実施。
- · 平成 16 年 5 月 14 日 上記 3 . (3)、(5)改正、実施。